

平成25年第3回飛騨市議会定例会議事日程

平成25年9月18日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第100号	延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
第3	議案第101号	飛騨市子ども・子育て会議条例について
第4	議案第102号	指定管理者の指定について(飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター)
第5	議案第103号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について
第6	議案第104号	平成24年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第7	議案第105号	字区域の変更について(河合町有家Ⅰ地区)
第8	議案第106号	字区域の変更について(河合町有家Ⅱ地区)
第9	議案第107号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第10	議案第108号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第11	議案第109号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
第12	議案第110号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第13	議案第111号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第14	議案第112号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第15	議案第113号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第16	議案第114号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
第17	認定第1号	平成24年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定第2号	平成24年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定第3号	平成24年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定第4号	平成24年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	認定第5号	平成24年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定第6号	平成24年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定第7号	平成24年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定第8号	平成24年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定第9号	平成24年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定第10号	平成24年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定第11号	平成24年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定第12号	平成24年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定第13号	平成24年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定第14号	平成24年度飛騨市水道事業会計決算の認定について
第31	認定第15号	平成24年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第32		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第100号	延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第3	議案第101号	飛騨市子ども・子育て会議条例について
日程第4	議案第102号	指定管理者の指定について(飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター)
日程第5	議案第103号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第104号	平成24年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第7	議案第105号	字区域の変更について(河合町有家Ⅰ地区)
日程第8	議案第106号	字区域の変更について(河合町有家Ⅱ地区)
日程第9	議案第107号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
日程第10	議案第108号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
日程第11	議案第109号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
日程第12	議案第110号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第13	議案第111号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第14	議案第112号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第15	議案第113号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
日程第16	議案第114号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
日程第17	認定第1号	平成24年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	認定第2号	平成24年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	認定第3号	平成24年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	認定第4号	平成24年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第5号	平成24年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	認定第6号	平成24年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	認定第7号	平成24年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24	認定第8号	平成24年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第9号	平成24年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26	認定第10号	平成24年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第27	認定第11号	平成24年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第28	認定第12号	平成24年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第29	認定第13号	平成24年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第30	認定第14号	平成24年度飛騨市水道事業会計決算の認定について
日程第31	認定第15号	平成24年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
日程第32		一般質問

○出席議員(16名)

1番	前	川	文	博
2番	中	嶋	国	則
3番	田	中	清	安
4番	洞	口	和	彦
5番	野	村	勝	憲
6番	後	藤	和	正
7番	福	田	武	彦
8番	菅	沼	明	彦
9番	内	海	良	郎
10番	森	下	真	次
11番	高	原	邦	子
12番	谷	口	充	子
14番	葛	谷	希	徳
15番	山	下	寛	文
16番	池	田	博	一
17番	籠	山	恵	子

○欠席議員(1名)

13番	天	木	幸	男
-----	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井	上	久	則
副市長	白	川	修	平
教育長	山	本	幸	一
代表監査委員	福	田	幸	博
会計管理者	谷	口	富	之
総務部長	小	倉	孝	文
財政課長	水	上	雅	廣
教育委員会事務局長	石	腰	雅	豊
企画商工観光部長	柏	木	泰	行
環境水道部長	岩	塚	敦	男
市民福祉部長	谷	澤	義	子
農林部長	藤	井	智	昌
基盤整備部長	川	瀬	智	彦
消防長	沢	上	向	光
病院管理室長	川	上	清	秋

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野	村	重	昭
書記	竹	原	美	香

平成25年第3回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質 問 者	質 問 事 項	備 考
1	山下 博文	1. 高齢者が生きがいをもてる大胆な対策を 2. レールマウンテンバイクについて 3. 飛騨市民病院の医師体制について	17日 午前
2	籠山 恵美子	1. 土砂災害特別警戒区域で起きている問題について 2. 高齢者福祉は前進しているか。課題などについて問う 3. 原発避難者へ居住提供・誘致で大きな復興支援を。そして市の交流人口増政策につなげてほしい	〃
3	前川 文博 (新生飛政会)	1. 神岡中心部の雪対策について 2. 災害時の情報通信手段の確保について 3. 特養20床増床に向けた現状は	※17日 午後
4	洞口 和彦 (新生飛政会)	1. 学校教育と環境整備について 2. 鳥獣被害対策について	〃
5	天木 幸男 (ひだ市政クラブ)	1. 観光振興の環境整備について 2. これからの農業振興をどう進めるつもりか 3. 高率な財産運用について	〃
6	池田 寛一 (新生飛政会)	1. 空き家バンク制度の創設について 2. 政権交代後の公共事業について	18日 午前
7	高原 邦子 (新生飛政会)	1. 活発で開かれた市政のために 2. 人口減少で直面している問題点の解決策は	〃
8	中嶋 国則 (ひだ市政クラブ)	1. 合併特例による普通交付税の削減に対する市政運営は 2. 「はだしのゲン」の撤去について	※18日 午後
9	田中 清安 (ひだ市政クラブ)	1. Uターン者の雇用対策について 2. 指定管理者制度について 3. 政策提案の対応について	〃
10	福田 武彦 (ひだ市政クラブ)	1. 市民主体による地域振興について 2. 災害対策について	〃

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

(開議 午前 10 時 00 分)

◆開議

◎議長 (内海良郎)

本日の欠席議員は 13 番、天木幸男君であります。最初に、発言につきましてお願いをいたします。自席での発言につきましては、マイクをご自分のほうに向けてから発言していただきますようお願いいたします。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議案日程および質疑・一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長 (内海良郎)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により 5 番、野村勝憲君、6 番、後藤和正君を指名いたします。

ここで、基盤整備部長、川瀬智彦君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

(「議長」と呼ぶ声あり。) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長 (内海良郎)

基盤整備部長、川瀬智彦君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長 (川瀬智彦)

皆さん、おはようございます。昨日、山下議員の質問に対します答弁の中で、克雪住宅の補助金の利用人数につきまして、今年度、今日現在で 26 件という申請を受けていますという答弁をさせていただきましたけれども、大変申し訳ございません。27 件受け付けていましたので、訂正をよろしくお願い申し上げまして、お詫びをさせていただきますと思います。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

◆日程第 2 議案第 100 号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する
条例について
から

日程第 31 認定第 15 号 平成 24 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

日程第 32 一般質問

◎議長 (内海良郎)

日程第 2、議案第 100 号、延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてから、日程第 31、認定第 15 号、平成 24 年度飛騨市国民健康保険病院

事業会計決算の認定についてまでの３０案件を一括して議題といたします。３０案件の質疑と併せて、これより日程第３２、一般質問を行います。それでは、これより順次通告順に発言を許可いたします。最初に１６番、池田寛一君。

〔１６番 池田寛一 登壇〕

○１６番（池田寛一）

おはようございます。今日はトップバッターで質問をさせていただきます。昨日は、前川議員が再質問の必要がないほど、前向きの答弁をいただいたということを喜んでおりましたが、私も前回よりは希望の持てるような答弁を期待しております。それでははじめに、空き家バンク制度の創設について、市の考えを伺います。

市が、防災の観点から空き家および廃屋調査を行ったのは、平成２１年の１２月ころ、そのときの数が５５６カ所ということでした。昨年、民間で行われました調査結果では７４６カ所と、４年間で２００戸近い空き家が増加したことになります。民間で行われました調査は一階建てのみの調査でございますので、マンションやアパート等、空きがあるとすれば、７４６という数字はもっと大きくなるのかなと思います。

市の調査と民間の調査を、そのまま比較することはできないと思いますが、いずれにしても何か具体的な行動を起こさなければ、さらに増加することが予想されます。

このような状況の中で産業常任委員会では、今年度の重点課題調査としまして、市内の空き家対策、また高齢者を中心とした買い物弱者の対策に取り組んでいます。この課題につきまして、去る８月１９、２０日の二日間、飛騨市と人口規模の似ている市の中で共通課題に取り組んでいる長野県の東御市、山梨県の山梨市と甲州市を視察訪問し調査を行いました。東御市と山梨市の例を参考にしながら、飛騨市はどうあるべきかを考えたいと思います。

東御市ですが、人口は約３１，０００人、平成１６年に１町１村が合併しております。また、山梨市は人口３７，０００人、平成１７年に１市１町１村が合併した市です。

はじめに、東御市の例を参考にしたいと思います。平成２２年に人口増のための施策として、Ｕターン、Ｉターン、Ｊターンの誘導を目的に空き家バンク制度を創設して、平成２３年の４月から運用をされております。概要としましては、空き家の売買、賃貸を希望する者と定住や定期利用を希望する者の双方の情報を登録して、提供者と希望者のマッチングを行います。また、情報を紹介する制度であり、売買等の契約交渉や苦情は宅建協会が行っております。

運用を開始した平成２３年に７件、平成２４年に５件、本年３件と計１５件の契約が成立したということでした。空き家バンクに登録している所有者は市内で８名、市外で１２名、県外で１７名、合計３７名でありまして、７８％ほどがふるさとを離れた方の所有となっております。

空き家提供者の募集については、市の広報やホームページで行っております。「なるほど」と感心をしたのは、市外の在住者に対するダイレクトメールによるＰＲです。

固定資産税の納税通知書を発送する際に、この制度の概要説明資料を同封するということで、これが効果が上がっているということでした。個人情報保護のことを考えると、とてもいいアイデアではないでしょうか。

空き家希望者の募集については、田舎暮らし希望者や一戸建て住宅を希望する市内や近隣町村の在住者向けに、ホームページや他の機関とも連携して発信をしておられます。直接役所に来る方、メール、電話などで希望者からの問い合わせが、ほぼ毎日あるということでした。

この東御市の現状の課題として挙げられておりますのは、物件が相続できていないものがあること。それから、修繕に費用がかかるために登録に至っていない物件が多いこと。それから、多くの物件を案内できるように、登録空き家件数を増やす必要があるということでした。こういったことが指摘をされておりました。

また、山梨市では平成18年から空き家バンク制度を施行しています。視察させていただいた3市の中では、一番キャリアのある自治体でした。

事業の実績としては、問い合わせの対応が月平均60件以上あるということです。それから、利用登録者数は417人。家族を含めた延べ人数は840人ということでした。登録物件数が本年は11件で、これまでに延べ122件。それから、そういった中で成約件数が、これまでに64件。売買の成約が23件、賃貸の成約が41件でございました。それから、利用登録者の年代です。20代で3%、30代では12%、40代では9%、50代で29%、60代以上が47%ということでした。

そして、利用者の声ですが、「こんな良い所、こんな安い金額で暮らせる」、それから「役所が間に入っているので、とても安心感がある」そういった声があります。

一方、この山梨市の今後の課題としては、今、山間ではなく駅や病院に近い所。それから、隣の家まで離れた家が以前は人気があったのですが、集落の中を希望する方。というように、空き家に対する利用者のニーズも変化をしているということでした。

また、山梨市では定住につながる支援として、最長4泊5日の無料田舎暮らし体験施設、それから商業の活性化や買い物弱者問題対策として、空き店舗バンクも創設して、新規出店する人に補助金を交付しております。

東京から約90分、総合病院が二つあります。飛騨市に比べて何倍も環境に恵まれた自治体であっても、人口減少対策に積極的に取り組んでおります。飛騨市も一日も早く行動を起こすべきではないでしょうか。

このように、訪問したそれぞれの市において共通して言えることは、行政自らが空き家バンクを創設していることです。また、宅建協会と協定を結び連携して取り組むことで、効果を上げているということです。

飛騨市におきましては、既に空き家対策に取り組んでいる企業や団体があり、どちらかというと民間先行型になっているということは、大変ありがたいことではありますが、ここでさらに行政が間に入り、受け皿になることによって、利用者の安心感にもつなが

り効果が大きいのではないかと考えます。公営型、民営型を問わず、まずはその受け皿となる空き家バンク制度創設に向けて、早い段階において動き出してほしいと願い、次の点について伺います。

まず1点目は、飛騨市に空き家バンク制度を創設する考えはあるか。2番目に創設する考えがあるとすれば、市内で既に空き家対策に取り組んでいる民間企業や団体とは、どのような連携を考えているか。この2点についてお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

おはようございます。それでは、空き家バンク制度の創設について。最初に、市に空き家バンク制度を創設する考えはあるか、についてお答えさせていただきます。

市としましては、移住対策を進める上で、また空き家の有効活用の上でも空き家バンクの創設は一つの手段であると認識しており、そのためには宅建協会等との連携が重要であると考えております。そこで、不動産業者の方とも情報交換を行なっておりますが、いまだ実現には至っておりません。

現在、空き家バンクを設置している自治体の情報を収集しておりますが、効果が上がっている例もあれば、うまくいっていない例もあるようで、空き家バンクの創設ですぐに効果が期待できるものではないということです。

効果が上がっている自治体の特徴は、良質な空き家の情報が多く集まり、市民にも空き家を積極的に貸し出そうという機運が高い所ようです。

また、うまくいっていない自治体では、空き家情報が多く集まらない、空き家があっても貸し出しがない、また借りたい方は状態のいい住宅を求めているが登録されているものは状態が悪い、問い合わせはひやかしが多くなかなか成約に結びつかない、などが原因で、空き家バンクを設置している多くがこのような状況にあるようです。

このような状況では、宅建協会等と連携しても協会側に何の利益を生むことにならず、事業としても成り立たないこととなります。今後、引き続き宅建協会等とも相談し、空き家バンクの創設に向け共に連携し、優良な物件が集まり、移住につながる事業とならないか検討を行いたいと思います。

次に、創設する考えがあるとすれば、市内で既に空き家対策に取り組んでいる民間企業や団体とは、どのような連携を考えているか、についてお答えいたします。

市としましては、空き家対策を進める上で、市内の空き家対策に取り組んでいる企業等との連携は重要であると考えております。先日も、市内の団体から伝統建築の利活用について提言をいただきましたので、このようなご意見も参考にさせていただきながら、空き家バンクの創設いかににかかわらず、利活用についても情報交換を行っていきたいと考えております。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

○16番（池田寛一）

この質問については、前回も私やらせていただいておりますが、今の答弁を聞いておきますと、ほとんど内容は変わっていないような気がして残念です。

まず、宅建協会の利益になりにくいので、なかなか難しいという話もありましたが、私はこの宅建協会の利益というよりも、飛騨市の将来のことを申し上げているので、その辺を重点に考えていただきたいと思いますが、一つ今の答弁の中で、空き家バンクの有効活用は一つ的手段とおっしゃいました。一つ的手段ではあるとおっしゃいましたので、このほかに空き家バンクの方法以外に何か考えておられる施策があれば、お伺いしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただ今のご質問でございますが、一つ的手段というほかにでございますが、現在市で行っている移住対策事業でございますが、移住に関しまして中古住宅を購入したり、新築されたりした場合の移住者への贈呈制度ということで、米10俵制度がございます。

また、移住される住宅を改修される場合に、3分の1で100万円を上限にした制度も制定させておりますので、よろしくお願いします。

○16番（池田寛一）

ということは、移住対策事業の中で、米10俵の話もありましたが、例えば改築されたりという話ですが、例えば今ある空き家を、そういった移住対策の中に取り入れてやっていきたいと。こういったことでよろしいですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

移住対策の一つの手段としまして、現状の制度として考えていきたいということでございます。

○16番（池田寛一）

全市ですが、特に古川、神岡の街中の中心部の空き家が増加しているということは、市の心臓部分にあたるところが弱っていくということなので、今の施策ではなかなか難しいのではないかと思います。

それから、一つお聞きしたいのですが、良い物件がなくて、質の良い、そういうものがなくてうまくいかないというような、先ほど答弁があったと思いますが、逆に例えば徳島県の神山町、今かなり新聞、テレビ等でもクローズアップされておりますが、そこでは逆にきれいな家だと改修をさせてくれないので、リフォーム自由という、そういった物件が非常に人気があるということでした。ここでは、NPO法人が行政から委託を

受けてやられているようですが、こういった良い物件でないと成功しないということは、やはりやってみないと分からないのではないかと思います。ですから、まずは動き出してほしいと思います。

この東御市も山梨市もですが、やはり市が直接受け皿になって、契約とか交渉それから苦情に対しては宅建協会がやる。そういうことはノータッチにしてあります。そういった部分で、市の対応というのは非常にやりやすいのだと思うのです。こういったことも参考にして、何とか創設できないかと考えました。

この神山町のNPOの考え方ですが、私がいいなと思ったのは、グリーンバレーというNPOなのですが、「できない理由より、できる方法を」、「とにかく始めろ」ということで、すばらしいものの考え方だと思ったのですが、今、常任委員会では空き家対策と買い物弱者の班を二つ作って、班ごとに活動をしております。これまでも市内の民間の取り組んでおられる方々と数回意見交換をしたり、勉強会をしたりしてきました。産業常任委員会のメンバーの中では、とにかく受け皿的なものを作らなければいけないということは、全会一致をしております。これからも民間企業の方たちと連携しながら取り組んでいきたいと思いますが、会議だけ行っても何もならないので、行動をそろそろ起こさなければいけないと思っています。そこで、これからは議会とその民間企業の方々、またいろんなことで検討をしていきますが、その中にどうか行政も加わっていただけないかと。そうやって、三者連携してこの問題に取り組んでいきたいと思うのですが、そのことについてはいかがですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

全国的にも空き家が増えている状態ということで、国も対策について取り組みの検討を始めているようでございます。

また、岐阜県につきましても空き家等対策庁内連絡会議を、今年の7月22日に設置されまして、空き家問題にかかる課題の整理、また対応指針の策定をするなど、市町村の自主的な取り組みを支援していく方針を決定されております。このため、市としましても何らかの国、県に準じながら対策を行っていかねばならないと思っておりますし、先ほど池田議員がおっしゃいました、議会と民間企業のそういう対策会議等につきましても、市としても参加させていただきたいと思っております。

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

お答えをさせていただきます。

ただ今の池田議員のご質問と、私どものほうの答弁と少しかみ合っていないような感じがいたしております。市としましては、空き家バンクをやらないということでこれまで

進めてきたわけではなくて、空き家バンクについていくつかの問題があるということで滞っているのが現状でございます。ただ今、池田議員は成功されている空き家バンクの例を公表されましたけれども、多くの自治体では空き家バンクがうまくいっていません。これの原因につきましては、先ほど企画商工観光部長が申し上げましたように、良質な物件が出てこないということで、宅建業者さんのメリットがないということでございます。実際、市のほうとしましては宅建業者さんとお話をさせていただいて、市のほうで紹介をするので、実際空き家について宅建業者さんのほうで受けてくれないか、というようなことを提案させていただきましたが、宅建業者さんのほうの返事としましては、飛騨市ではなかなか優良物件が出てこない、たまたま出てくる物件についても家賃が1万円とか2万円しか取れない所に対して宅建業者が案内をし、いろいろな契約手続きをするにあたって採算に合わないというのが宅建業者さんのご返事でございます。

こうした現状を考えたときに、実際空き家バンクを作りましても、紹介があっても、市として紹介ができない。特に、住宅を提供するといいますか、紹介をするということは、その物件に対しての責任行為が発生いたします。実際入られて、いろいろなトラブルが生ずるわけでございますが、そうした責任について宅建業者さんのほうで責任を持っていたかかないと、市としては対応しきれない。そうしたノウハウが、市の中にないということでございます。そうしたことを現実的に詰めた段階で、現在の段階としては宅建業者さんのほうが、この空き家バンクについて参加するご意志がないということで、今日に至っているわけでございます。したがって、この空き家バンクを創設するためには、市民の気持ちとしまして、空き家を提供する意思を持っていただくということが必要でございます。現在、いろんな所で空き家に対する提言がなされております。市民の中で、これから市の発展のために空き家を提供するという意識を持っていただいて、宅建業者さんも市としましてはお互いにメリットがあるような、そういう方向性にもっていかないと、空き家バンクを作っても、実際は運営がうまくいかないというようなことを認識いたしておりますので、そのことにつきまして、部長のほうから答弁をさせていただきます。

○16番（池田寛一）

いくつかの問題があるということでしたが、そういった部分も含めて、今の取り組みでおられる方々との連携をしていただきたいと思います。

それから、多くの自治体がうまくいっていないとおっしゃいましたが、どのような調査からこういったことがお分かりになったのですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

空き家バンクを設置している自治体は、県内に11自治体ございます。その中で、宅

建協会と不動産業者と連携されている自治体が、高山市を含めて4自治体ございます。

県の観光課、定住係のほうへお聞きしたわけでございますが、その中で11自治体ある中で、うまくいっているのは恵那市だけだというようなことで、先ほど副市長が申したように良い物件が集まらないということがほとんどでございました。以上、県内の情報で申し上げたわけでございます。以上です。

○16番（池田寛一）

実情は分かりました。ただ、この県内の状況だけで判断するのは、いかななものかと思えます。それから、先ほども神山町の例を挙げましたが、グリーンバレーというNPOですけど、「できない理由より、できる方法を」ということで向かっております。このNPOは、活動内容や事業を見てもみますと、ホームページを見てもらってもよく分かりますが、本当に幅広く情報提供をしてやっております。ですから、やはり今も登録したい方が100組も待っているというような状況なのではないかと思うのです。

今の飛騨市で民間で取り組まれておられる方々も、これから746戸ある空き家をどうしていくんだということで、説明会を随時行っていく計画をされております。古川、神岡の街中はもちろんですが、周辺地域も含めてこれから説明会、意見交換会をやっていくというような計画もされておりますので、議会もその中に入っていきたいと思っております。ぜひ、飛騨市のほうも参加をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

昨日、天木議員のご質問でも申し上げましたが、長浜市の例を申し上げました。古川のまちづくりを長浜市の人は何年も視察にみえました。そして、長浜市が作られたのは株式会社黒壁という会社を作られ、そこが実際に個人住宅を借り上げ、それからガラスを中心とした施設として造り上げました。

飛騨市は、平成8年から平成9年にかけてのところで、飛騨市というか当時の古川町でございますが、そうした民間組織をなくしてしまいました。本来は、その時に民間組織に立ち上げて、その中で古川のまちづくりをどのようにしていくんだ、さらには今ほどおっしゃったような、空き家も含めた古川の市街地の中で業者さんといいますか、いろいろな物を販売されるような商店街の形成に向かうべきところであったわけでございますが、当時の古川町は一步退いたということで、今日の長浜と古川の差というのがそこで生じているというふうに思っています。

したがって、ここは昨日の市長の答弁でも申し上げましたように、いま一度原点に返って民間の人たちが実際に加わっていただいて、古川の町の再活性化を目指すというような姿勢が一番肝要かと思っております。現在は、そうした池田議員のご質問になられた、ご提案になられました、そうした組織との話し合いというよりも、むしろもう一つ大きい組織の形成に向けて、いろいろ調整すべきだというふうに考えているところ

でございます。

○16番（池田寛一）

大変良い答弁だったと思います。私もそう思います。大きな組織にしていってほしいと思いますが、それにはやはり、今ある団体と連携して議論を交わしながら大きくしていってほしいと思います。とにかく、行動を起こすべきだと思いますので、我々議会も鋭意これから活動をしていきたいと思いますので、連携をよろしく願いいたしまして、次の質問に移ります。

2番目には、政権交代後の公共事業について、基盤整備部長にお伺いいたします。

無駄な公共事業を減らして社会保障や子育て支援に財源を回すとして、2009年の総選挙で「コンクリートから人へ」をスローガンに掲げた民主党政権から、先の選挙で「国土の強靱化」を掲げて圧勝した自民政権に代わりました。

東日本大震災や台風による豪雨災害、また中央自動車道の笹子トンネルの重大事故など、各地でインフラが崩壊を始めていることを受けての、国土強靱化政策であります。しかし、それでも公共事業を無駄だとする議論が少なくありません。民間ではできない、国民の命を守る防災・減災のための公共投資、国の責任においてしっかり行ってほしいと願うものであります。

また、地方、とりわけ飛騨市におきましては、利便性はもとより防災・減災のためにも道路整備は欠くことができません。昨日市長が、台風18号の影響について報告されました。国道41号と360号が、同時に雨量規制で通行止めになったということでした。市内には、もともと1本しかルートのない地域もあります。今回の台風は、たまたま飛騨市に大きな影響はありませんでしたが、いつ起きるとも限らない災害のことを考えると大変心配でございます。

政権交代によって公共事業を取り巻く環境はどう変わったか。また、工事の進捗状況および今後の見通し等についてお伺いいたします。

1点目に、防災・減災のための工事として、市内のトンネルや橋梁の安全対策は十分行われているか。2番目に、国道41号線登坂車線工事、それから茂住地内雨量規制区間の改良計画の見通しはどうか。3番目に、国道360号線宮川工区の全線開通は、利便性や防災面においても重要な路線であり早期完成が望まれておりますが、現在の進捗状況と今後の見通しを伺います。

また、河合町保木林地内改良工事の延伸についても、市民の大きな期待があり強力に推進を願うものですが、見通しを伺います。4番目に、主要地方道古川清見線は市の中心部へ直結する重要路線であり、現在の工事区間が完成することによって市内への大型バスの侵入が飛躍的に改善され、観光にも大きく左右するものと考えます。現在の進捗状況と、全線開通までのめどを伺います。最後に、神岡河合線「杉崎～山田」間および「谷～荒町」間の進捗状況と、今後の見通しについてお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

政権交代後の公共事業について、５点のご質問をいただきました。１点目の、防災・減災のための工事として、市内のトンネルや橋梁の安全対策は十分行われているか、についてお答えします。

公共事業を取り巻く現状としましては、議員がおっしゃいましたとおり平成２３年３月には東日本大震災による甚大な被害の発生、平成２４年１２月には中央自動車道の笹子トンネルで起きました天井版落下事故など、防災・減災に対する要求というのは高まっていると認識しております。

市内に国、県、市が管理するトンネル数は２３カ所あり、２メートル以上の橋梁は４８６橋あります。このうち市が管理するトンネルは、平成７年竣工の大規模林道飛越トンネル、平成１７年竣工の神岡縦断農免農道の杉越^{すぎこし}トンネル、平成２４年度竣工の古川南部農免農道の小鷹利^{こたかり}トンネルの３カ所であります。飛越トンネル、杉越トンネルは年に１度、電気、通信等の保守点検を実施しており、小鷹利トンネルは、今年度より保守点検を行っていきます。

橋梁につきましては、市の管理する２メートル以上の橋梁が３０２橋ありますが、このうち１５メートル以上の橋梁は８４橋あります。その中で、建設年度が新しい３１橋を除く５３橋および１５メートル以下ではありますが、孤立集落の発生要因となるなどの重要な橋梁２１橋、計７４橋を、平成２０年度に健全度調査を実施しました。その結果、緊急に通行止めなどの対応を要する橋はなく、これらの橋梁の安全を確保しながら効率的な維持管理ができるよう、橋梁の長寿命化修繕計画を平成２２年に策定しました。この計画に基づき、平成２３年度より社会資本整備総合交付金事業にて、平成２４年度補正からは事前防災・減災対策のため、インフラ再構築に集中的に支援を行う防災安全交付金事業に補助事業を振り替えまして、修繕を実施しているところでございます。

進捗状況につきましては、これまでに完成４橋、工事発注済み４橋、詳細設計発注済み５橋であり、今後も計画的に実施してまいりたいと考えております。２点目以降の４路線につきましては、路線ごとに進捗状況と今後の見通しをご報告させていただきます。

国道４１号登坂車線工事、および茂住地内雨量規制区間の改良計画につきましては、現在、神岡町梨ヶ根から寺林地内において登坂車線設置のための測量および調査設計を進め、今年度より用地買収に着手したと伺っております。

次に、神岡町船津から東茂住地内の雨量規制区間、延長１１．８キロメートルにおいては、防災対策として落石防護擁壁の設置、洞門の補修等を進めております。

また、国道４１号船津付近で７月７日に発生した落石事故に対しまして、大型土嚢を設置するなどの緊急対策が実施され、さらには有識者による現地調査および中部地方整

備局において新たに設置した「中部防災技術専門委員会」において、発生原因の追及および落石箇所とその周辺の対策方法等について検討を進めていると伺っております。市としまして、国に対し引き続き要望をしまいたいと考えております。

国道360号宮川工区の現在の進捗状況と今後の見通しにつきましては、今年度より宮川町成手^{なりて}地内、延長398メートルの（仮称）宮川3号トンネルの工事に着手し、完成後には宮川町巢之内から打保地内の雨量規制区間、延長6.2キロメートルの解消を検討していると伺っております。祢宜^ねヶ沢^が上^そ地内の（仮称）宮川1号トンネル、塩屋地内の（仮称）宮川2号トンネルが残っていることから、引き続き県に対しまして事業の推進を要望してまいりたいと考えております。

河合町保木^{ほき}林地内の改良工事の延伸につきましては、保木^{ほき}林から羽根^{ほき}地内の保木^{ほき}林工区、延長1,047メートルが今年度完成すると伺っております。地区からの強い要望もあり、引き続き隣接する保木^{ほき}林から中沢^{なかざ}上^の地内の工事を実施されるよう、県に対しまして要望してまいりたいと考えております。

主要地方道古川清見線の現在の進捗状況と全線開通までのめどにつきましては、平岩・高野バイパスとして延長2,520メートルの区間の改良工事を進めており、平成20年度には国道41号から1,530メートルを供用開始しております。

また、（仮称）平岩1号橋につきましては、両側の橋台およびP1橋脚を施工し、昨年度、P2橋脚の下部工工事を発注し、今年度中に下部工が完成する予定と伺っております。引き続き、県に対しまして事業の推進を要望してまいります。

主要地方道神岡河合線「杉崎～山田」間および「谷～荒町」間の進捗状況と、今後の見通しにつきましては、「杉崎～山田」間において、太江^{たいえ}杉崎^{すぎさき}バイパス工事と太江^{たいえ}の現道拡幅工事を実施しております。現道拡幅工事は今年度完成し、太江^{たいえ}杉崎^{すぎさき}バイパス工事も昨年度の大型補正に伴い、今年度、農免道路までの工事をおおむね完了し、引き続き農免道路から現道までの延長280メートルの用地測量と用地買収が進められると伺っております。

「谷～荒町」間においては、信包^{のぶか}地内に延長800メートルの改良工事が昨年度から事業を再開し、今年度は用地測量と用地買収が始まると伺っております。

議員が質問されました国道41号、国道360号、主要地方道古川清見線、神岡河合線、これらの路線は飛騨市道路網の骨格を担う幹線道路でありまして、国、県に対しまして地元住民と一体となりまして、事業の推進を強く要望してまいりたいと考えております。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

○16番（池田寛一）

大変丁寧に答弁をいただきまして、ありがとうございました。

1つ確認をさせてもらいたいと思うのですが、360号の保木^{ほき}林地内の工事が今年度完成をしてという、地元からもまた延伸に向けての要望があるようですが、私も走って

いますと、今すばらしく完成された所は幅員が取れて快適に走れます。その終了した地点が急にカーブになっておりますので、非常に心配だと思えます。どうか、また下流の^{なかぞれ}中沢上工区に向けて強力な要望をしてほしいと思えます。

今、挙げました5本の路線、非常に今も台風18号で二つの路線が同時に通行止めになるというような事態もありまして、こういった地方にはこの道路整備というのは欠かせません。これからも強力に推進をしてほしいということをお願いして、私の本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔16番 池田寛一 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時50分 再開 午前10時50分 ）

◆再開

議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に11番、高原邦子君。

〔11番 高原邦子 登壇〕

○11番（高原邦子）

皆さん、こんにちは。議長より発言のお許しを得ましたので、質問させていただきます。私は今回、活発で開かれた市政のために、というものと、今、人口減少で本当に直面している問題点の解決策ということで質問したいと思えます。

はじめに、飛騨市のまちづくりのコンセプトに「住民参加のまちづくり」があります。そのために、市民、企業、行政と協働でまちづくりを進める環境を整えていくとあります。

そこで、私は、広く市民に審議会や委員会、懇話会等を公開し、興味を持ってもらい、市政またはまちづくりに参加する土壌づくりが必要との観点から、会議等を公開してはどうかと思っております。各部署には、有識者を含め市民もメンバーになっている審議会、委員会等があります。活動実績が乏しいもの、設置の必要性が著しく低下しているものもあると思えますが、市はどのように考えているのでしょうか。また、将来どうしていこうと考えているのかを問いたいと思えます。

個別にあります、はじめに法的に設置義務のあるもの、任意に設置してある審議会等々はどれくらいありますか。委員会、懇話会等は、どのくらいあるのでしょうか。これらのメンバーの選任方法は、どのようなふうに行っていますか。活動内容の精査は、毎回行っているのでしょうか。会議の議事録をとる方法は、どのようなものでありますか。

様式等は各部統一されているのでしょうか。最終的には市長に議事録等は報告され、決裁を受けていると考えられますが、それを公開する考えがあるのかどうか。市民が会議を傍聴できるようにする考えはあるのでしょうか。今ある委員会、審議会のあり方で、問題または改善すべき点はあるのか否か。あるとするならば、その対処法はどのように考えていらっしゃるでしょうか。県内のほかの市町村でも、審議会、委員会を傍聴することを認めている所はあるのでしょうか。分かる範囲でご説明ください。審議会、委員会等を整理・合理化する考えはあるのでしょうか、ないのでしょうか。以上をお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

おはようございます。それでは、高原議員の質問に対しまして、活発で開かれた市政のためについての質問に対して答弁させていただきます。最初に、審議会などの定義についてお話をさせていただきますのでお願いいたします。

地方自治法が定める執行機関は、地方公共団体の長と、長の権限が及ばない委員会または委員に分かれております。この委員会などを具体的に述べれば、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会および固定資産評価審査委員会であります。これらは、それぞれが独立した機関であり、それぞれが執行権限を持ち、自ら意思決定をし得るものです。このため、これから説明させていただく内容は、これら委員会などを除く、市長の権限にある附属機関にかかるものでありますので、あらかじめお断りをさせていただきます。

市長の権限にある委員会、懇談会といった各種委員会などの件数につきましては、法的設置義務があり設置しているものが7件、法令に基づき設置しているものが14件、条例等に基づき設置しているものが51件あり、名称につきましても委員会、審議会、協議会といったように、さまざまであります。

また、委員などの選任につきましては、条文に定めがあるもの、任命権者が指定するものがあります。

次に、その活動は、法律や条例などの設置目的に定められた内容であります。また、その活動は、事業の遂行上積極的に開催される会議と、協議すべき事案が発生した際に開催される会議に分類されます。事業の完了や制度の変更など、設置目的が失われたときには廃止することとなります。したがって、会議などの必要性は、その都度検証が行われております。

会議の議事録、会議録といった記録については、その都度作成するものであり、それぞれ各種委員会などの担当部局において作成し、必要な決裁権者の決裁を受け、保管・管理されております。

その記録方法も、一言一句たがわず記録するものや概略的に記録するものなど、取り扱いが異なっており、様式についても統一はされておられません。

次に、会議記録の公開は、議会の本会議の議事録のように積極的に公開されるものと、委員会の議事録のように請求があって行われるものと分かれております。現在は、ほとんどが請求によって行われていると思っております。その場合は、情報公開条例の手続きによって判断されます。また、審議の内容が個人情報に基づく会議も多くありますので、会議の定めや委員等の決定、さらには情報公開条例の規定によって非公開のものもあります。

次に、市民が会議を傍聴できるようにする考えはあるのかないのか、についてですが、委員会規則などの中には、傍聴規定などが定められているものもありますが、ほとんどが定められておりません。

傍聴は、市民に市政に対する理解と信頼を深め、公平で開かれた市政を実現するためには、原則公開されるべきだと考えております。これまでも、政策総点検や行政改革懇談会、教育懇話会のように市民の関心の高い会議については、積極的に傍聴を認めてきております。

しかし、法令、条例および規則などの規定により会議が非公開とされているとき。個人情報など、飛騨市情報公開条例に掲げる非公開情報の含まれる事項について審議が行われるとき。ならびに会議を公開することにより、審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるときは、委員会などの判断で傍聴の有無を判断することになります。

次に、県内各市の状況でございますが、審議会、委員会を傍聴することを認めている所は、設置されている審議会ごとに傍聴規程を設けている市、例えば美濃加茂市の総合計画審議会傍聴規程や、情報公開条例の規定に基づき公開または傍聴を認めている市、例えば大垣市の情報公開条例があります。

最後に、審議会、委員会等のあり方で問題または改善すべき点があるか否か、および審議会、委員会などを整理・合理化する考えはあるのかないかにつきましては、最初に申し上げましたように、設置目的に照らし、事務事業の見直しが必要か、その都度検討しております。

市長は、就任以来、市民の声を聴き、施策に反映することを旨としてここまで市政を担ってきてみえますので、この方針は続けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○11番（高原邦子）

答弁、ありがとうございました。

今回、各部の部長さんには本当にお手数をかけたと思っております。それは、どういうことかといいますと、意外と自分の部に所属している委員会とか審議会とか、懇話会

とか「全部の名前をパッと行ってください」と言っても、なかなか言えないのが現状だと思います。例規集を見てみましても、本当に数多くありました。

それで、今の答弁で一応、傍聴規程があるものは傍聴はもちろんできるが、全体的には傍聴していく考えかどうなのか。傍聴を許すというか、そういうふうに全部をもっていくという考えなのかどうか。もちろん、会議によっては、先ほど言われましたように秘密会ではありませんけど、そういったことも必要かと思うのですが、規程があるなしに関わらずオープンにしていくのかどうか。その辺をお答えください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

総務部長の答弁で申し上げましたように、基本的な方針としましては公開できるものは公開をしていきたい。仮に傍聴希望があるものについては、傍聴を許可したいというふうに考えております。

ただし、先ほど総務部長が答弁の中で申し上げましたように、多くの審議会の中では個人情報に関する会議が相当ございます。一つの例で申し上げれば、昨日答弁させていただきました小口融資の審査会のように、1件、1件出された案件について審議するような議案が相当ございます。こうした審議会等につきましては、当然、個人情報に係るものでございますので公開することはできませんが、全体的な方針としましては、公開できるものについては公開をしていきたいというふうに考えております。

○11番（高原邦子）

それでは、整理・合理化というものを考えていくかということに対しても、はっきりとした答弁をいただきたいのですが。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

事務事業の見直しにつきましては、その都度、事務事業の見直しを行っております。不必要な審議会等が条例等で残っている場合につきましては、当然、削除をさせていただいております。

高原議員、先ほどから50いくつもの審議会等があつて、会議ばかりしているのではないか、というようなご趣旨で発言をされているように聞こえるわけでございますが、いろいろな案件につきまして広く市民の方のご意見を聴くような形の中で、こうした審議会が設けられているわけでございまして、現在、この一覧表を見ましても現在、不必要な会議がそのまま残っていることはないというふうに認識をいたしております。

○11番（高原邦子）

では、今いろんな審議会等の問題点になっているところ。多面的な意見を聴取する中で、多面的な住民参加が保障されているシステムになっていますか、どうですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

市長が就任以来作りました審議会等につきましては、できるだけ一般公募ということで、委員に参加をされたいという希望がある方につきましては、参加できるようなシステムも実際、導入いたしております。

そうした方針につきましては、多くの会議の中で導入いたしていますので、全部できているかと言われれば不十分なところもございますけれども、全体的な方針としては、そういう方向で進めているというふうに認識をいたしております。

○11番（高原邦子）

国もこういった、要は、さっきも言いましたように活動の実績が乏しいもの、設置の必要性が著しく低下しているもの、そういったものがあるもので統廃合、国もやっていってくださいというふうに言っていると思うのですが、飛騨市においては一切そういうものがなくて、統廃合も考える必要はないという答弁ということで捉えてよろしいですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

その都度見直しをしまして、必要性がなくなったものについては、その都度廃止をいたしておるということでございます。したがって、そういう方針は常々の業務の中で行っているということでございまして、当初設置したものを、使われもしないような審議会をそのまま残していることではないということでございます。

○11番（高原邦子）

行政評価というものがありまして、飛騨市議会でも前政権から政権が替わり井上市長になったときに、PDCA、よく言われました。プラン・ドゥ・チェック・アクションということで。今、行政評価というのはされているのですが、されてきたのは政策の行政評価であったのではないかと感じております。一番大事なのが、一番ピラミッドの基礎になるものは、事務事業の評価だと私は感じております。それで今回、事務事業の評価の中の一つに、こういった委員会、審議会等を入れたのですが。

それでは、有効性とか行政評価の中には、事務評価の中で、有効性とか効率性、手段の妥当性等々言われておりますが、こういったものもみんな、今、例規集に載せられているものなり何なりは、クリアされてきているというふうに断言されていると捉えてよろしいですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

政策総点検につきましては、前政権だけでなく井上市政の1期目につきましても、昨年度、政策総点検をさせていただきました。そうしたプランを拾う際には、当然、事務事業を一つ一つ検証させて、その中で政策総点検の委員会にかけなければいけないものだけを抽出してかけているわけございまして、そこに至るプロセスの中では、事務事業は一旦テーブルにのせて、どのような評価をすべきかということは各担当部のほうで総括されているというふうに思っております。したがって、ただ今のご質問のことにつきましては、例規集に載っている委員会等につきましては、現在も必要性があるということで判断をして、継続をいたしているものでございます。

○11番（高原邦子）

そうしますと、各部、各委員。各部は、審議会なり委員会等々の役割とかそういったものを、職員皆さん常に把握されて、それで日々仕事をされているのですか。そういうふうに捉えてよろしいですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

これも先ほど、総務部長が答弁をいたしたとおりでございまして、この審議会とか委員会等については、政策を実行するために広く市民のご意見を伺う審議会と、それから、その都度事案が発生したときに集まっていただく審議会がございます。

例えば、公営住宅の入居者だとか、外からみえた方で飛騨市に入られた方に対する家賃補助の決定だとか、そういう個別の案件につきましては、そうした事案が発生したときに実際集まっていただくわけでございます。したがって、常日頃、職員の頭の中に全てが入っていて、それを前提としながら職務を行っているというふうには思っておりませんが、事案が発生すれば当然こういうものがあるということで、その都度審議会等が開かれるというふうに認識をいたしております。

○11番（高原邦子）

こういった審議会等々のあり方について、要は、こういったものをあまりにも多用したりなどする場合、問題があるのではないかとされていることがあります。それはどういうことかといいますと、行政の正当化、行政のやっていることの正当化機能に資するために置いている。別の言葉を言えば、行政のこういうことをしてきた中で、いろんな意見も聴取しましたよという、アリバイ作りみたいなことになっているので、今一度こういった審議会等々のあり方というものを見直していきませんか。改革していきませんかという、そういう流れがあるわけなのです。

しかし、飛騨市の場合は、そういったことに関しては十分精査してあるので、いろいろ整理・統合・合理化ということは考えていないというふうでよろしいですね。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

副市長が答えましたように、今あるものは必要だから残しているのであって、それぞ
れ必要でないものは廃止をしていっているということは答弁したとおりでございますの
で、今あるものについては当然、必要だから残しているという考え方でございます。

それで、全般的な私の市政でございますけれども、やはり市民の声を聴きたいとい
うこともあるものですから、私の市政のための言い訳のための委員会を作っているわけ
ではございません。そういったいろんな意見を聴くための委員会というものが中にあるわ
けでございますので、この辺は国なり何なりの動きがそちらにあるから、飛騨市もそれ
に合わせてやらなければならないという考え方ではなしに、飛騨市として必要な物は残
す。必要でないものはなくすという考え方に立って進めているということを、ご理解い
ただきたいと思います。

○11番（高原邦子）

「何でこんなことばかり言っているのだろう」と思われている方もいらっしゃるかも
しれませんが、私は整理・合理化ということを言っているわけなのです。あまりにもい
ろんなものが多いのです。次から次へと。市民からそういう声を聞いております。です
から、大きなプランを立てる中に、確かに市営住宅等々はそちらの専門、そういったも
のもあるのもそれも理解しておりますけれども、市長の諮問機関みたいな公的ではない
ものに関しては、やはり私はシンプル・イズ・ベスト。いっぱい作るのではなくて、し
っかりと同じような、これはこちらのほうに統合したりとか、こっちとこっちは一緒に
したほうがいいのではないかと。そうすれば、トータルなプランが、見の目観^{けん かん}の目と
言いますけど、上のほうから見なければならないもの、近くで見なければならないもの、
いろいろあると思うのです。それが、今の話を聞いていると、それぞれに必要なときに、
その委員会を持ってくると。それでいいんだと言うのですが、私はそうではないと思う。
やはり、今一度ここで統廃合なり考えて、そして大きく上からも見れる、そして近くか
らも見れる、そういった組織にしていくべきだと思うのですが、そういった意味で全体
的なことを考えて、今一度、この委員会なり審議会等々を考え直していくつもりはない
でしょうか。最後でございますが、よろしくお願いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

くどういのですけれども、今までもそういった統廃合については考えながら来ている
というふうに理解をいただければ、この問題は解決すると思うのです。高原議員、やっ
てみえないというような形の中で話をされるのですが、答弁しているとおり、その都度
その都度必要でないものは廃止する。そして、これとこれは一緒になるべきなものであ

れば統合しているという考え方の中で、現在残っているのが、先ほど総務部長が言いましたような数になっているということでございますので、これからもその考え方は変わりませんので、お願いをいたします。

○11番（高原邦子）

よく分かりました。飛騨市は整理・合理化する、国はしても飛騨市にはそういうものはない。それほどきちんとやってきているということで安心もいたしました。それでは、次に移りたいと思います。

飛騨市だけではなく、日本全国の地方自治体の共通の問題でもあります、人口減少によるデメリット克服についての考え方を聞きたいと思います。

飛騨市の将来像のコンセプトに「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」というのがあります。生活重視で自然と人との調和したまちづくりが目指すものと、その中にされておりました。

この夏、飛騨市内のあちこちで以前とは明らかに異なる光景を目にしてきました。道路脇の草刈りが、昨年ほどなされていない。耕作放棄地が多くなり草木が伸び放題。つい先日も、昨日の洞口議員にもありましたけれども、イノシシが一家で道路を歩いている。サルもいくつか群れを作って行動している。そして畑といえば、いろんな所の畑が害獣除けのネットで張り巡らされておりました。本当に、このことだけでも農作物への被害が大変だったな、大変で皆さん困っているんだな、ということが分かりました。

この夏行いました区長さんとの意見交換会の中でも、人口減少と高齢化で草刈りもままならなくなった。できなくなったと。何とかしてほしいとの意見が出されました。その声に対してどう応えるのでしょうか。

祭りは神事でありまして、その存続は行政がとやかく言えるものではありませんけれども、地域の伝統行事が廃れて、なくなっていく原因も、やはり人口減少と高齢化であります。そういった「今」まさに直面しているのが人口減少でありまして、高齢化問題であります。私は早急な対策を打つべく、質問をしたいと思っております。その中に、当初予算でモデルケースとしまして除雪機を貸与し、そして地域で除雪をしてもらうというのがありました。それがどうなっているのかということを知りたくて、担当部のほうに伺ったのですが、そのときにびっくりするようなことを言われたものですから、今回質問しております。

神岡には除雪ボランティアというのがありまして、郊外のほうなのですが。市道で、そこまで機械除雪ができないというような地域もありまして、そういった所は個人の持っている除雪機で除雪をします。油代は、市が除雪ボランティアとして登録しておけばみてくださるという、そういったシステムでございます。そのこともありますので、公平性の整合性ですね。昨日も山下議員がおっしゃっておられました。公平性。どうやって担保していくのかという観点からお伺いに行きました。そうしましたら、神岡の除雪ボランティアは、飛騨市の制度ではないと。神岡だけの旧町村からのものであって、制

度ではないので、こういったものに公金を支出するのはいかなものかということで、廃止の検討がされていると私は伺いました。「えっ」という思いでした。それで私は、神岡への除雪ボランティアの考え方はどのようになっていますか、ということをお伺いいたします。

次に、モデルケースとして実行しようとしている除雪機を貸与しての除雪ボランティアと、神岡の除雪ボランティアとの違いは、経費の面も比較してご答弁願いたいと思います。市街に居住しようとして郊外に居住しようとして、同じ飛騨市民ではないでしょうか。除雪問題は、市民生活に直結している大問題です。昨日も、前川議員が除雪のことで質問をしております。あれは、街中の除雪の問題でございます。

人口減少、高齢化の中、市道の除雪範囲を決める基準もないと聞いております。そのとき私は、お伺いしたのです。「では、どのように市道の除雪基準があるのか見せてください」と言ったら、「そういった決まりはない」と。だから、文書とかそういうので書面で見せられるような決まりがないのだと言われたのです。私は、恣意的に除雪をする市道と、そうでない市道とが今決められているわけなのです。これは大問題だと思っています。ぜひ、メルクマール、指標を作るべきと考えますが、どうでしょうか。

自助、共助に限界がきています。先ほども言いましたが、高齢化そして人口減少で、市道の沿線の草刈りに対して市民が言うております。そのことに関して、市はどう考えるのでしょうか。そのこともお伺いいたします。

私自身も自助、共助、公助の考え方は、ある程度理解しているものですが、自助が高齢化でできなくなっている現実を、どう市は克服するのでしょうか。見解を伺います。

人口減少で環境の悪化が起こりつつあります。先ほども言いました。前までは畑だった所、もう引っ越されたのでしょうか、本当に耕作放棄地が多くなってきているのです。「自然と人の調和したまちづくり」という、先ほど言いましたが、そういうのを目指しているわけなのですね、飛騨市は。どうやって今、畑の問題もあります。草刈りの問題もあります。どうやって自然と調和したまちづくりをしていくのでしょうか。そのこともお伺いしたいと思います。

そして、ある新聞に載っていたものですから、私は直接そこでは聞いていないのですが、市長が「行政がやってくれればいいわ」ではなくて、市民が考えて行動していただくものとして、まちづくり協議会を立ち上げられたとしていらっしゃいます。それにはそう書いてありました。昨日からの答弁を聞いていても、やはり「そうだな」という、発言されたのが間違いないことだと思っております。

私は、では、行政が手を差し伸べる範囲をしっかりと示さないと、無責任のそしりを免れないと思っています。飛騨市は、市民がいつまでも安心して暮らせるまちづくり、としております。今の草刈りの問題もそうですが、どこまで市はできるのか。はっきり言って、行政資源というものの、財源ですね。そして、人員。そういったものの、財源も乏

しくなっている。そして、職員も少なくなっている中、限りあるそういった行政資源の中で、市長もいろいろ頭を悩まされていることは重々承知しておりますけれども、そういったことをやはり示さないと、基準。ここまでは市はできるけど、これからなかなか厳しいですよ、というそういったものを示していただかないと、やはり、さっきから市長の施策で市の意見を聴いていくと。住民参加のこともそうですが、市民の声をと言っておりますけれども、やはり何といても一つの形を見せていかないと、私は丸投げしているように思えてなりません。船に例えるならば、市長は羅針盤、コンパスの役だと思うのです。では、飛騨市民が乗った船、どこへ行くのかは分からないでは、やはり心配です。市長が「こっちのほうへ行くぞ」と言ってくだされば、「そっちのほうに向かっていくんだ。ああ、そうか、そうか」と。そうすると、市民の中には「市長、今あちらの方面にこのルートでいくと台風が来ていますよ」と。だから、「違った方向に向けていかないとまずいのではないですか」とか、そういう意見も出せると思うのです。ですから、私は、もう5年たちました。市民の声もいいのですが、市長が「こうやっていくぞ」と。しかし、「市はないから、ここまでの中でみんな考えてくれよ」というような、別の言い方をすればビジョンなりを指し示していただかないと。

昨日も、天木議員がおっしゃっておられました。石畳の話の中でです。前までのことも、昔からというか、以前からの過去からの継続の中で考えていらっしゃるのだなと私は思いましたが、その中で例えば「話し合います」ということでしたが、舗装に詳しい人、プロフェッショナルな人、いろんな人から意見を聞いていかなければならないのですが、市民も全て分かっているわけではないので、私はしっかりと市民に指し示していかないと、素人の市民に、市民の意見だからではなくて、私は市長が示していただかないと、丸投げしているのではないかと思われなかつたと思うのです。

もう一つ、この市民の意見の中に「協議会やらはもう作らなくていいので、さっさと決めて実行しなかな」というものがありました。これは、市長にリーダーシップをとってもらい、市政をスピーディーに進めてほしいという思いからなのだろうと私は思いました。この声に対して、市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。また、「市民の声を聞いて」なのでしょうか。私は、やはりスピーディーさがいると思うのです。何事も。時間軸でものを考えなければならないものもある。しかし、すぐにやらないとダメなものもあります。昨日の天木議員は、「また3年かかりますか」ということを言うておりましたが、ぜひ、スピーディーさをどう演出されるのかお伺いしたいと思います。

あと、人口減少で伝統的なものがなくなつてきております。消えようとしているものがあります。教育長にお伺いしたいと思いますのですが、以前私は、ビデオなど祭りの所作とかそういったもの、後世に伝えておくものをとっておいてほしいと述べたことがありますけれども、現在の取り組みについてお伺いしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

個々につきましては、基盤整備部長等々からお答えをさせていただきますが、全般的な私の考え方ですが、市民の声を聞く、そのことによってスピードが落ちた、そういったことがあればご指摘をいただきたいと思います。私たちの任期、議員の皆さんも一緒ですけれども、4年しかございません。この4年で、飛騨市の方向を間違えるような市政をやってはだめだという根本的な考え方は持っております。それは、やはり市民が自らまちづくりに取り組む、そういったものをしっかり作り上げることが、ここ末代ずっと飛騨市が発展する礎になるというふうに確信をしております。たった4年間のうちに、トップダウンで間違った方向へ導くことは、私の考え方としてはできません。1期目に、こういった立場にならせていただいたときに、市民と一緒にまちづくりをするということを約束して、こういった立場に立たせていただいておりますので、これからもこの考え方は変わりません。

ただ、皆様方をお願いをするわけでございますけれども、そのことによって今どうしてもスピーディーにもっとやらなければならないことがあれば、どうぞ、いつでもご提言をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

人口減少で直面している問題点の解決策について、7点のご質問をいただきました。私のほうからは、1点目から4点目についてお答えさせていただきます。

1点目の、神岡の除雪ボランティアへの考え方についてお答えします。神岡の除雪ボランティアとは、町村合併前の平成15年度から神岡振興事務所管内で実施されてきました制度であり、定期除雪路線に指定されていない、市道・農道等の除雪に関して、個人の方の所有する機械を使用して除雪を行っていただける方に対し、燃料費相当額を給付するというものであります。旧神岡町で実施され、他地域では実施されていない制度でありまして、その当時から規則や要綱等は制定されておりました。

市民の方が除雪を希望される路線全てについて市が除雪を実施するという事は、通勤通学時間内に除雪作業を完了する必要があることや、機械と人員の確保の面から困難であり、必要最小限の範囲について除雪を実施しているのが実情であります。そのため、市民の方が所有される機械を活用させていただく除雪ボランティアについては、民間活力を生かすという点で今後も活用してまいりたいと考えており、市の制度として全市的

に運用すべく要綱を制定したいと考えております。

2点目の、除雪機の貸与と神岡の除雪ボランティアとの違いについてお答えします。神岡の除雪ボランティアは、通行量の少ない路線で他に通行可能な路線があるが、除雪を行うことで複数の道路利用者の利便性が上がると考えられる箇所について、自己敷地の除雪を行うための機械を所有してみえる個人の方を主な対象に、除雪を行っていただく方に対し燃料費相当額を給付するものであります。

しかし、住宅密集地においては、このような機械を所有してみえる方が少ないこともあり、散水消雪も通常の機械除雪も実施していない路線において、ハンドガイド式除雪機の貸付けを行い、市民の方の人的協力によって継続的な除雪が実施可能であるか検討を行うために、今年度、試行的に実施するものが除雪機貸付でございます。なお、貸付対象としましては、区や自治会を考えております。

経費につきましては、除雪機の貸与において機械のリース料としまして20万円程度を見込んでおります。また、除雪ボランティアにおきましては、燃料費としまして平成24年度実績で約7万2,000円を支出しております。

3点目の、市道の除雪基準についてお答えします。現在、市道の除雪範囲を定める基準につきましては、規則や要綱で制定しておりませんが、飛騨市道路除雪実施要領の中で、通常除雪路線につきましては「日交通量が多い路線、重要生活路線」と定めております。日交通量の台数について明確な基準は定めておりませんが、基準を定めるために市道の道路通行量調査をすることは、市道規模の通行量において日々の変動が大きいことが予測され、実態を把握することは困難であると考えております。また、単に台数等の基準を設けることでは、地域の実情が汲み取れず、現在の除雪路線が基準から外れるということになる場合も予測されるため、周辺路線との比較や整合性を考慮して除雪範囲を定めております。新たな除雪路線の追加につきましても、同様に検討した上で判断となりますが、1台の除雪機械の担当範囲が増えることとなりますので、通勤通学時間帯までに予定路線の除雪が終了できないという除雪の質の低下につながる恐れがあり、容易に追加できないのが現状であります。

4点目の、市道沿線の草刈りについてお答えします。市道の路肩や法面の草刈りにつきましては、各地域の御協力によりボランティアで実施していただくことを基本方針としております。しかし、人口減少等によってボランティアによる実施の維持が困難な地域が出ていることも承知しております。

また、位置的に地域へお願いすることが適当でない等の理由により、市が除雪管理を実施している路線もございます。今後も地域ボランティアをお願いするという基本方針は維持しつつ、地域の実情に応じ、市による対処が必要な箇所につきましては、地元とご相談の上、検討させていただきたいと考えております。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

それでは、7点目の祭りなど地域の催し物、これにつきましてビデオなどで撮影し後世に残してもらいたい。これに対しまして、現在の取り組み状況ということにつきまして回答させていただきます。

現在、教育委員会では、平成22年度から「デジタル・アーカイブ事業」といたしまして、飛騨市映像サポートクラブに事業の委託を行い、映像として記録に残すため、また、途絶えた催事の復元を行う場合の参考にすることを視野に入れ、4町各地域で催されます春、秋の例祭、地域で特色であります年中行事、廃絶が危惧されます行事、例えて言いますと河合町の山中和紙の野ざらし等でございますが、こちらの撮影を継続的に行っております。時間数で換算いたしますと、現在4,100時間余り、これを収録しております。

1本当当たりの収録時間、これが60分～70分となっております。この編集を順次行いまして、編集の完了したものから飛騨市図書館のAV資料として登録し、市民皆様に広く活用していただくよう作業を進めております。

なお、撮影されましたDVDの編集には時間がかかることから、無編集のDVDではありますが、区長回覧、図書館イベント情報等、これをもちまして市民皆様にお知らせいたしまして、月2回ペースでございますが図書館2階の「にじのひろば」、こちらにおいて「デジタル・アーカイブ上映会」として試写会を開催しております。以上でございます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

○11番（高原邦子）

スピーディーにやっていただきたいことは、すぐに言って来てくださいということですが、先ほどの池田議員の空き家バンク、即行動を起こしていただきたいとは思っております。山梨市、甲州市へ行ったときもそうですが、山梨県下みんな続々とバンクを作っております。どんなことを言ってもやる人はやるのですが、やらないと思った人はどんな理由を付けてもやらないのです。障壁を取り除いて、私は、何としてでもやろうという前向きな気持ちがあれば、乗り越えられると思っていますのでよろしく願います。

それでは、除雪ボランティアの話ですが、ありがとうございます。神岡の除雪ボランティアは、これで廃止されないというような答弁でしたので有り難いと思っています。

もう一つ、私はお伺いしたいのですが、つい最近ですが高山に行きましたら、もはや除雪機が売られていたのです。そうしたら、高山市は町内単位で除雪機を購入するのですね。購入する町内の名簿、名前とかはいるのですが、4分の3、上限75万補助なの

です。そして、その地域、町内が例えば100万の除雪機を買えば、4分の3ですから75万、上限までの補助が来ると。私は、これって市が全部貸与するよりも、そういった横とのつながり、ご近所のつながり、地域のつながりを深めるためには、こういった手段のほうが良いし、先ほど郊外のほうは自分たちで購入してやっているのだから、公平性も担保できるのではないかと思いますのですが、こういった考えはどうか、部長。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

先ほどから質問外のご意見やご発言がございますので、一つ一つ答弁はさせていただきますが、まず瀬戸川の話が出ましたので、瀬戸川につきましてもう一度答弁をさせていただきます。

昨日も申し上げましたように、瀬戸川の整備につきましては今、地中化の工事が始まっています。そして、その後、上部の舗装をどのような仕上げるかということ意思決定しなければいけません。これにつきまして、市長が決断をしないから工事が遅れているわけではございません。これの上部工をどのようにするかについて、20数年前に出たレポートによって整備されたものを、再度検証をし、同じような仕様でいいのかについて、皆さんの意見を聞きながら意思決定をするということでございます。これは別に、市長のリーダーシップがないわけでもございませんし、市長が本来下さなければならぬ意思決定を下さないために、工事が延びているわけでもございません。そうした手続きを踏んで、しっかり工事をしたいということで答弁をさせていただいたものでございます。

また、空き家バンクの話につきましても、このバンクを立ち上げて成功するためには、宅建業者の協力が不可欠でございます。そして、宅建業者の方が協力をしていただくためには、その中に優良な住宅、優良な建物を提供していただくことが大前提でございます。そうした環境整備ができないうちに、空き家バンクを立ち上げても問題ばかりが発生するわけでございますので、現在そうした手続きを行っているということでございます。これは市長のリーダーシップがないために、そうしたことができないわけではなくて、こちらの人たちの気持ちとして、なかなか住宅を貸し出すということができない土地柄でございます。したがって、そういうことも含めて皆様方に説得し、そして、空き家バンクとして成功するような形でもっていききたいということで、現在、進めていることでございます。

最後になりましたが、高山市の例を申されましたが、そうしたことにつきましても、今突然お話をされましたので、「どうですか」というふうにおっしゃいまして結論が出ることはございませんので、ご意見として伺いましたので、今後検討させていただきたいと思います。

○11番（高原邦子）

それと、除雪の範囲を決める基準というのも、先ほどの部長答弁では、やはり、なかなかいろいろ難しいというようなことです。そうですね。でも、それでは公平性とかいろんなことを担保できないし。ただ、いろんな事情があってしていかなければならないというのは、これは政治判断でありまして、担当部がそういった除雪市道の基準を持っていないなんてことは、考えられないのですけれども。何とか基準を決めるというか、していかないと、声の大きい所はやってもらうけど、声の小さい所はできなかったとか、いろんなことになってくると思うし、私は、基準というのは市として当然決めておくべきものだと思うのですが、それでも作らないのですか。市道の除雪の基準というものは。どうなのでしょう。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

除雪路線につきましては、合併前の旧自治体のほうから引き継いだものを、そのとおり踏襲いたしているわけでございます。一つの例で申し上げれば、一次路線、二次路線ということで路線を決定いたし、その中で運用いたしているわけでございます。先ほど部長が答弁申し上げましたように、例えば通行車両だけを取ってしまいますと、どうしても人口が集中している所に除雪路線が集中するということになります。したがって、その辺につきましては、全体の予算の中でそれぞれの地域の実情を鑑み、それぞれの地域の区長さん等と相談し決定をして、一次路線、二次路線ということを決めたわけでございます。したがって、基準というのは数値化したものとかということではなくて、それぞれの地域の方と話し合いをさせていただいて、路線を決定させていただいていることではございますので、別にその時その時の担当者のいつときの判断で決定をしていることではないということではございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○11番（高原邦子）

それが、おかしいのです。その事情、事情でいろいろ決めるから、一応、最低限のものだけは作りませんかと言っているのです。その後のところはそれぞれで、さっきも言ったように政治的判断なのですが、しっかりとそういったものが紙にも出せない。

私は、思わず職員に言ったのです。「ここは、口移しでそういうことは言っていくのか」と。そんな市があるのでしょうか。やはり、こういったふうで決めていくんだという、そういった市の市道の除雪の範囲に関する。それでもいいです。こういうときは決めます、とか。そういった基準なり示すものを、ぜひ作っていただきたいと思うのですが、どうですか最後に。そういった意味のものも作ることはない、ということでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

この除雪につきましては、皆様ご存じのとおり雪が何センチ、今10センチメートルでしたか、降りますと、通勤通学にぜひ必要な一次路線については、自動的に出ることになっています。これは基準ができています。それ以後の市道は、やはり除雪は市が管理しているものですから、やらなければならない。しかし、このことは、例えば10センチメートル降っても、やらなくてもいい所も確かにあると思うのです。そして、どうしてもやらなければならない所もあると思うのです。その辺は、旧古川町からやってきたことをございますけれども、その行政区の区長さんが基盤整備のほうへ連絡をいただければ、職員が見に行って、どうしてもこれはかかなければならないかどうかということをお互いに話をしながらやるというシステムで今までやってきた。その基準をつけて、例えば15センチメートル以上降れば、全路線をかけということになりますと、これは大変なことをございますし、機械をそれだけ調達しなければ一次路線が間に合わないということになりますので、こういったことはやはり、飛騨市の現状に踏まえたやり方としては、今は地域と連絡を密にしながら、かかなければならない道路は何か、今このまましばらく我慢できる道路は何か、そういったことで調整をしながらやっているというのが現状でございまして、これからも、そういったやり方をしっかりやっていきたいということをございます。

それで、職員が全然現場も見ずに、「それはかかない」とかということにはならないと思いますので、必ず連絡いただければ現地を確認し、そこで判断をしていくということになろうかと思しますので、この辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○11番（高原邦子）

ボランティア除雪に関わるようなところの話の市道の話も私はしているわけですし、一次、二次のその話ではないわけなのです。いろいろありますけれども、また予算委員会等々もありますので、これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

〔11番 高原邦子 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時54分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、引き続き会議を再開します。次に2番、中嶋国則君。

〔2番 中嶋国則 登壇〕

○2番（中嶋国則）

発言のお許しをいただきましたので、大きく2点について質問いたします。ただ今、私に応援の鐘が鳴っておりますので、張り切って質問をさせていただきたいと思います。

合併特例による普通交付税の削減に対する市政運営について、市長に伺います。飛騨市は合併から10年を迎え、この間市長は、市民主体の市政を掲げ、市民生活の安全安心を守るため、どうしても必要な施設の整備をはじめ、教育や福祉施設の充実や、さらにはさまざまな施設等の充実、そして何よりも飛騨市の活性化等に向けて、新しい事業を展開されてきました。こうしたさまざまな施策について、いまだ道半ばのものもあるでしょうし、今後も安定した市政運営を継続し、さらなる飛騨市の活性化を期待するところでございます。

しかしながら、市の歳入の多くを占める交付税が減少していくことに、一抹の不安を抱くものであります。市町村合併に対する財政支援として、普通交付税の算定において合併がなかったとして算定した額と、一つの市として算定した額の差額を保障されてきましたが、この上積みされていた交付額が、26年度、来年から5年間で段階的に削減されることになります。

平成24年度を例にとれば、実交付額は75億2,000万円ですが、ひとつの市としての算定では57億8,000万円となり、実に17億4,000万円が上積みされている、との説明が5月の全員協議会においてなされました。

この額を例にとれば、平成26年度以降平成30年までに、17億円余りが段階的に減少し、この5年間の累計では、44億円の大きな金額が減少することになります。

平成25年度の一般会計当初予算額は165億円余りでありますが、今後もこの予算規模を維持するとなれば、普通交付税の削減は、何らかの財源で穴埋めをする必要があります、その財源は財政調整基金になるのではないかと思います。

平成24年度末の財政調整基金残高は、約48億円でありますから、5年間の減少する44億円を穴埋めすると、平成30年度末の基金残高は約4億円となり、平成31年度以降は、歳入不足の17億円を補う手立てが見当たらないのでは、と思います。

そこで、伺います。財政調整基金の今後5年間の見通しはどうなりますか。二つ目、一般会計の予算規模の見通しはどのようにお考えですか。三つ目、第2次行政改革の期限は平成25年度ですが、その後の行政改革についてどのように進められますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは最初に、合併特例期間の終了による普通交付税の減少に対する市政運営について、の質問に対して答弁をさせていただきます。最初に、財政調整基金の今後5年間の見通しについてお答えいたします。

財政調整基金は年度間の財源調整を行うための積立金ですが、経済不況等により大幅な税收減に見舞われたり、災害の発生など、思わぬ支出の増加を余儀なくされることなどの状況に備えるための積立金であります。こうしたことに備え、市では積立基金条例により、決算剰余金の2分の1以上を基金に編入することとしており、財政調整基金に積立ててきた結果、財政調整基金の現在高7月現在でございますけれども、約54億円となっております。

長期財政見通しでは、平成29年度までに財政調整基金を取り崩すことはなく、積立ができるものと見込んでおります。この見込みどおり推移すれば、平成29年度末の財政調整基金残高は、約70億円程度となる見込みです。

しかし、平成30年度以降は歳入不足が予測され、補てん財源として財政調整基金を充てることとなれば、基金残高は大きく減少します。平成34年度までの5年間で、約34億円が減少するという見込みになっております。また、これまで合併特例期間の終了後を見据えて、合併特例債などの借り入れを行い、施設を整備し、その償還にあたっていること、冒頭に述べた減収や災害などへの備えを考えれば、普通交付税の合併算定替え分があるうちに、財政調整基金を増やすことが必要と考えております。

次に、一般会計の予算規模の見通しについてお答えいたします。

予算編成にあたりましては、予算規模ありきではなく「量入制出」を基本とし、国、県の動向を見ながら、長期財政見通しを参考とし、歳入見込みを勘案した上で、財政の健全化と、市民への最適なサービスの提供を継続し、安全安心な地域づくりに資する予算となるよう、必要な経費を確保しながら編成してまいります。

今後については、歳入において、市税が人口減少や景気の低迷、地価の下落傾向等がこのまま続くようであれば、毎年減少することが予測されますし、普通交付税は平成26年度から、合併算定替えによる特例分が段階的に減少することとなり、非常に苦しい状況となります。

したがって、各年度において歳入見込み額を適正に捉え、市債残高や、福祉、医療、教育、保育等、生活に密着した費用確保を優先した上で、普通建設事業の事業費や政策的な事業費などを勘案し、予算を決定してまいりたいと考えております。

なお、平成24年度決算で見ますと、経常的な歳入は約133億8,000万円です。そのうち、普通交付税が約75億2,000万円となっております。一方、経常的な支出は約114億3,000万円となっており、普通交付税の合併算定替えによる特例分17億4,000万円を除きますと、経常的な収入支出の差額は約2億円となります。つまり、合併支援としての普通交付税17億4,000万円がなければ、一般財源として投資的経費に充当できる財源は2億円しかないということです。

このことは、支援がなくなる来年度以降、財政の弾力性が失われ、政策的な投資が極めて困難となってくること示しています。

このことから、予算の編成過程で歳出構造の見直しをしながら、各年度の予算を定

めなければならないと考えております。

最後に、第2次行革の期間は平成25年度ですが、その後の行政改革についてどのように進めるのか、についてお答えいたします。

今、国の経済財政運営と改革の基本方針によりますと、日本経済の再生と財政健全化の両立を実現するためには、地方財政を健全化し自立を促進することが重要であり、地方税収の確保や歳出の重点化・効率化などにより、地方財政を歳入面、歳出面から改革するとともに、地方活性化や経営改革にチャレンジする地方自治体が報われる地方財政制度を整備していくことが重要であるという基本的な考えが示されております。

市の第2次行政改革では、「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」実現の土台づくりとし、財政の健全化、市民生活重視への政策転換に努め、それなりに財政運営の改善が図られてまいりましたが、それでもなお、平成30年度以降は収入不足が予想されます。

したがって、さらなる財政の健全化を図り、市の規模に見合った財政運営を行っていく必要があります。その実現には、行財政改革を継続していくことは必須であると言えます。

そもそも行政改革とは、財政運営だけではなく、行政組織や運営方法など全般を見直すことを示唆します。

第2次行政改革終了後の行政改革の考え方については、行政改革の本旨に立ち返り、財政の健全化のみならず、新たな価値を創造し、市の行政システムに大きな変化をもたらすような内容、つまりイノベーションとでも呼べるような改革ができる、市の飛躍につながる革新となればと考えております。

具体的な改革内容、詳細部分につきましては、今後、行政改革懇談会を立ち上げ、委員の方々の意見を拝聴するとともに、あらゆる方面の方々の意見を聴き、取り入れ、コンセンサスを得ながら、取り組んでいく必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○2番（中嶋国則）

ゆっくりと分かりやすく説明をいただきましたので、ありがとうございました。1点、質問をさせていただきます。26年度、来年以降、財政の弾力性が失われるという説明の中で、平成30年の4年後には歳入不足、赤字に陥るという説明でございました。

そこで、財政の健全化等大きな変化をもたらす行政改革を考えていかなければならないという、総務部長のお話だったと思いますけれども、もう少し具体的に取り組みをどうしていくのか、その辺のポイントを教えていただければ有り難いと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

第3次の行財政改革の考え方を問われているわけですが、現時点では本当に具体的な細かいところまでは申し上げることができませんが、このようなことを考えているということだけは述べさせていただきたいと思います。

1点目ですが、指定管理施設を含めた全市有施設の見直しを行って、施設管理運営の適正化・効率化を図っていかねばならないと思っております。二つ目には、さらなる事務事業の見直しを行いまして、旧態依然とした業務体制の効率化を図って、時代に即した行政サービスの提供を図っていかねばならないと思っております。3点目ですが、総合計画の基本方針に沿った予算編成を行いまして、計画的な財政運営を図っていかねばならないと思っております。最後に4点目ですが、職員の育成を進めていきまして、市民のニーズに迅速に対応できる職員が主軸となす組織づくりを図っていききたいというようなことを掲げながら、第3次の行財政改革に取り組まなければならないと、今の時点ではこのようなことを思っているところでございます。

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。職員をこれ以上減らすことの内容、そして、職員のアイディアと市長の手腕に期待をいたし、次の質問に移ります。

終戦記念日の翌日である8月16日から話題となりました、「はだしのゲン」の撤去について、教育長に質問いたします。質問の主旨に関連のある新聞記事がありましたので、紹介させていただきます。

4日前の9月14日付、中日新聞飛騨版の「未来託す若者へ一言」のテーマで古川町の川上清子さん85才の発言が掲載されておりました。85才とは思えぬ若々しい顔写真でしたので、記事をお読みになられて覚えていらっしゃる方もあると思います。発言のタイトルは「感謝と感動の心を」と題して、短い文章ではありますが、私は大変感動いたしました。全文を読み上げます。

「若いころは、戦争もあって我慢した生活をしてきたので、苦しみに耐える気持ちを身に付けました。ちょっとしたことで怒ったりせず、若い人とも仲良く暮らしていられます。テレビや新聞で毎日の犯罪が伝えられますが、親や子どもを預かる所には、しつこくをしっかりとしてほしい。感謝の気持ちや、人をいじめない、物をとらないこと。これが一番に廃れており、嘆かわしいです。若い人に限らず、感謝と感動する心を持ってほしいです」以上が川上さんの発言です。

川上さんが一番廃れていると言われた三つのこと、感謝の気持ちがない、人はいじめる、物は盗む。こういった、川上清子さんが願う「感謝と感動の心」が生まれる表現があるとは到底思えないのが、「はだしのゲン」でございます。

「はだしのゲン」が書かれたのは、舞台となったのは、昭和20年4月から昭和28年3月頃までの8年余りの状況が漫画に描かれております。戦後、生活が苦しかったこ

とは想像はされますけれども、私の印象としまして漫画の内容は、暴力シーンが洪水のように氾濫し、国歌君が代斉唱に反対し、さらには天皇を批判する場面が随所に見られるものとなっています。これについては、後ほど触れます。また、歴史的に見ても疑問とされる箇所があり、残虐シーンが事実かどうか疑わしいこと。それを小中学生に、自由に閲覧できることが問題ではないかと思います。

さて、松江市教育委員会が市内の小中学校に、漫画「はだしのゲン」の閲覧制限を要請していましたが、一部マスコミの激しい批判の中で、手続きの不備を理由に撤回しました。

私は、問題となった漫画を1巻から10巻まで読み通しました。読む途中に不快な感情にとらわれ、読み続けることが困難な精神状態になることもありました。5巻から10巻は全体的に、刃物を使用した暴力シーン、反君が代、天皇陛下批判、残虐シーンの内容が目につく、自虐で過激な図書であると思います。1巻から4巻は、原爆の悲惨さを題材にしたものであります。5巻以降は、原爆の悲惨さの掲載もありますが、問題であると思われる箇所が数多くございます。5巻では、ゲンは小学4年生になっておりますが、主人公ゲンの友達である3人の小学生にやくざが3丁のピストルを持たせて、人を撃ち殺す練習をさせているシーンが描かれています。そして、人を撃ち殺す場面もあり、さらには天皇を主人公のゲンが批判しています。友達は、ゲンより年下とされます。3年生でしょうか。やくざとけんかしたり、鉄砲で殺人をするシーンが多く出てまいります。また、けんかして指を食いちぎるような、子供が食いちぎる場面ですが、2回出てきます。

このような、とんでもない小学生が現実にいるのでしょうか。このような異常な描写が、子供に著しく悪影響を与えると私は思うのです。万一、まねをする子供が出てきたらどうしますか。まねしないという保障がありますか。

6巻にも、天皇批判があり、先生や警察官に食ってかかるシーンが数多く描かれています。例えば「ヤイヤイ先公、調子にのるな。おどりやえらそんなことをいうて、えらそんなことをいうとぶちのめしてやる」さらに、小学生が「バカが行く行く女郎買いに青い顔して朝帰り、みやげにもらった淋病で痛い痛い泣きました」などと、小学生が歌を歌っている表現がございます。これは、ゲンが5年生くらいだと思いますけれども、学校の先生に「女郎買いとは何ですか」と聞かれたら、どう答えますか。

ゲンが闇物資の取り締まりで警官に捕まると「くそつたれ法律もくそもあるけえ、わしらもバカにするのもいい加減にしやがれ」ゲンの年下の隆太は「そうじゃ、おどれらも、やみ米を食っていやがって、えらそんなこというな、バカタレ」小学生の子供たちが使うとは信じられない言葉や反抗する態度、そして、大人を武器で脅すシーンがあります。鉄砲を撃つシーンにはびっくりいたします。著者は、大人の思想を読者である子供に植え付けるつもりではないかと思えてきます。小学生や中学生がこれを読めば、悪影響を受けると思います。

7巻は、ゲンが小学6年生になっております。包丁を振り回すシーンや鉄砲をぶっ放すシーンが数多くあります。天皇批判もあります。ゲンの母親が原爆症にて死亡すると「天皇にお母ちゃんを抱かせて心の底からあやまらせてやるんじゃ」とすると、大人の方が「バカタレおそれおおくも天皇陛下になんという」と注意されると、ゲンはさらに「なにがおそれおいんじゃ、天皇はくそもすりゃ、へもするただの人間じゃ、お母ちゃんを殺した最高責任者じゃ、天皇はお母ちゃんに土下座してあやまるのがあたりまえじゃ」などと批判をしています。

8巻は、ゲンが中学1年生になっております。昭和25年、朝鮮戦争が始まった時代であります。中学1年生でゲンの暴力シーンが数多く描かれています。反戦のための暴力場面が数多く出てきます。暴力肯定漫画のようなこのシーンは、反戦漫画だからということでは許されるのでしょうか。

9巻は、中学2年生から3年生のゲンが描かれたようです。昭和26年から25年頃の様子です。ゲンと友達の年下の隆太2人が、屋根の上に肥溜めを上げ、陣取っている場面があります。土地収用法に反対し、強制撤去させまいと二人の小学生は屋根に上がり、役人に人糞や石を投げつけ、けがをさせている場面が何コマも描かれています。官公庁といいますか、公に対する暴力肯定漫画と言えないのでしょうか。法律を破ってけがをさせても、許される漫画と言えるのではないかなと思うわけであります。

10巻は、昭和28年3月、ゲンが中学3年生の卒業式の場面があります。君が代反対、天皇陛下批判、残虐シーンの内容です。

「週刊新潮」9月5日号の記事によりますと、週刊現代の目次のページの次のページに、4ページの特集を組んで紹介をされております。目次の次に持ってくるという記事は、新潮社としてもこの問題を大変重要視していると思われま。

特に問題となった部分の一部ですが、こういう表現があります。漫画のせりふをそのまま申し上げます。主人公ゲンの中学校卒業式の場面ですが、時は昭和28年3月、先生が「それでは国家君が代を斉唱します」と告げると、ゲンはこう言って食ってかかるのです。「やめろ、やめろ、なんで君が代を歌うんじゃ、わしや歌わんぞ、なんできらいな天皇をほめたたえる歌を歌わんといけんのじゃ、天皇は戦争犯罪者じゃ」そして、「天皇陛下のためだという名目で日本軍は、中国、朝鮮、アジアの各国で約3千万人以上のひとを残酷に殺してきとるんじゃ」と言うのです。

さて、ここに問題があります。本当に3千万人以上の人を残酷に殺したのでしょうか。これについて、現代史家の秦郁彦氏は「ゲンのせりふには、違和感を覚えます。というのも、終戦直後の東京裁判で、中国国民政府は軍人の死傷者は320万人だったと裁判で明らかにしております。これが、もっとも信頼できる数字ではないのでしょうか。実際、共産党体制になってからは、大戦中の被害を甚大に見積もるようになり、民間人を加えて1,500万人、いや2,100万人とうなぎ上に増えていきました」と、秦郁彦氏は述べています。

首をかしげざるを得ないゲンの発言は、これにとどまりません。同じく卒業式のシーンで、アジア人の首を面白半分に切り落とししたり、首狩り族のように大勢の首が並んでおります。妊婦の腹を切り裂いて中の赤ん坊を引っ張り出したり、女性の性器の中に一升ビンがどれだけ入るかたたきこんで骨盤をくぐらせて殺したりと、日本兵の残虐ぶりを披露した上で、ゲンは「わしゃ日本が三光作戦という殺しつくし、奪いつくし、焼きつくすで、ありとあらゆる残酷なことを同じアジア人にやっていた事実を知ったときはヘドが出たわい」と言い捨てたのです。ここにも問題があります。この問題について、京都大学の中西輝政名誉教授は、「戦後、これらの話は中国が、日本軍の極悪非道ぶりを国際的にアピールするために、プロパガンダとして流布させたものです。だいたい“三光”という言葉は日本語ではありません。中国語で“光”は、“～しつくす”という徹底的な行為を表します。70年代になって、中国から輸入された言葉ですから、あの時代のゲンが話すのはナンセンス」と批判されています。70年代とは、昭和40年以降のことですから、昭和28年3月の卒業式にゲンが話すのはあり得ないことなのです。要は、過激な絵や言葉だけでなく、その中身についても、まるっきり真実に基づいていないと言えるのではないのでしょうか。

また、この漫画が出版された経緯は、「週刊新潮」によりますと、「はだしのゲン」の連載がスタートしたのは、昭和48年6月、今からちょうど40年前であります。戦後28年経過してから出版を始めたのです。

著者の中沢啓治氏は、6歳の時に広島で原爆に遭われ、34才の時に被爆体験を自伝的漫画として「週刊ジャンプ」で1巻から4巻に連載されました。主人公のゲンは、ここでは小学2年生の設定で被爆ということになっております。

1巻は、昭和20年4月の戦争末期の広島を舞台に始まり、空爆間際の様子をはじめ、戦争の悲惨さを伝える反戦漫画です。

先ほど述べましたように、10巻の卒業式になると、過激さが最も激しくなりました。めでたい卒業式を何故に、事実であるかどうか疑わしい、おぞましい残虐シーンを入れて、激しい天皇批判をしています。卒業式を台無しにしているコマ数は、約100コマほどあります。さらには、ゲンの友達の年下の隆太がやくざを3人銃で殺し自首しようとする、殺人罪で永久に刑務所に入るのは、これは最高の殺人者の天皇が入るべきだ、と女友達がゲンと隆太の前で言っております。さらに、ゲンも、天皇を裁く裁判をやらんといけん、と言って東京へ旅立つ場面で、この10巻は完結をいたしております。

5巻から小学校4年生のゲンは、天皇批判をはじめ、10巻の完結の中学3年卒業まで、天皇を批判し続けています。何十ページにも及ぶ天皇批判なのであります。私は、この異常さを全飛騨市から全国に訴えるべきだと思います。

「表現の自由」の言葉のもとに、無垢なる子供たちに偏った思想を植え付けかねないと思われませんか。作者の思想が、ここに現れているのではないかと思います。

繰り返しますが、漫画の内容は、小学生の銃や刃物を使用する暴力シーンのオンパレ

ード。そして、反国旗、反君が代、数々の天皇批判、そして事実であるかどうか疑わしい日本兵の極端な残虐シーンの数々があり、小中学生に与える悪影響を考えた時、「はだしのゲン」を教育の場である小中学校から撤去すべきと思うのであります。

学者の意見として、先ほど取り上げました京都大学中西名誉教授は、「発展途上国などで紛争を抱える国は、相手国に自国民が敵意を抱くように改ざんした歴史を教育する場合もある。ある意味、中韓の対日教育もその類ですが、それにまんまと乗せられて、この漫画はありもしないことを自虐的に描いている」また、高崎経済大学の八木秀次教授の意見は「反天皇制、自虐史観という主張に沿った漫画なので、同じ思想に子供たちを染めるのに有効な武器になっている」と述べられています。

私が教育長に申し上げたいことは、発達段階の子供たちにトラウマとなるような、事実であるかどうか疑わしい、おぞましい、声に出しても本当に言いにくい残虐シーンや、偏った主張を見せるべきでないということであります。

グロテスクな表現と、登場人物の自己中心的な言い分満載のこんな自虐的で過激な本が、大勢の子供に無批判に脳裏に焼きつけられて、子供がまねをしたらどうしますか。心にインプットされて、いじめや残虐なことが起こる可能性が大であります。かつて、残虐な犯罪を起こした人が、残虐なホラー映画を見て、犯罪につながった例があるからであります。

そこで、教育長に4点について伺います。一つ、自虐的で過激な図書と思われる「はだしのゲン」を小中学校から撤去すべきではありませんか。二つ目、国旗および国歌に関する法律が制定され、学習指導要領も改訂された現在、国家斉唱を否定する漫画の内容について、どのように考えられますか。三つ目、学習指導要領にある天皇陛下に敬愛と理解を深めることについて反していると思いますが、どのようにお考えですか。四つ目、下村博文文部科学大臣は、記者会見で「松江市教育委員会の判断は違法ではない。学校図書館では、子供の発達段階に応じた教育的配慮の必要性がある」と述べられたことに対し、どう考えますか。

冒頭に申し上げましたように、子供たちに「感謝と感動の心」を育むような教育者としての答弁を期待します。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

◎議長（内海良郎）

17番、籠山恵美子君。

○17番（籠山恵美子）

答弁の教育長に申し訳ありません。ちょっと、お時間をいただきたいと思います。今の中嶋議員のこの一般質問のテーマについては、憲法上、それから教育基本法上、そして会議規則の秩序の保持の問題上、大変重大な問題を含んでいると思います。この内容

について、共感するか、あるいは批判するかという、そういう個人的な問題ではありません。

まず、この「はだしのゲン」の図書ですね。撤去すべきということについては、これは教育基本法上、議員が禁じられております。こういうことを言うことは禁じられております。政治的な介入、干渉にあたるからですね。そして、この問題は先ほどおっしゃったように島根県の松江市で起きました。今、中嶋議員がおっしゃったような内容、一市民の方が陳情として市議会にあげました。その松江市議会の対応はといいますと、学校にどういう図書を置くべきか、どうすればいいかということについては、議会は干渉すべきではない、ということで、市議会全会一致でこの陳情を不採択にいたしました。まして、この飛騨市議会で、その議会のモラル、それから秩序、これを守らなければならない議員がこういう干渉をしていく、教育に対して干渉をしていく。政治的な介入をしていく。このことは違反にあたると思います。ですから、それを議長は許可したわけですから、この今発言をした内容については、全文議事録から議長の責任において削除すべきだと思います。お願いします。

◎議長（内海良郎）

ただ今、籠山恵美子君から中嶋君の発言は不穏当だと。具体的に言うと、発言を認めた議長に対しても、その辺を考慮しながら具体的に言うと、議会として秩序ある議会、干渉すべきでないのではないのか。この小中学校から撤去すべきこと。そういう意見がありました。この要求がありましたので、議長におきまして後刻、記録を調査して措置することにいたします。

それでは、答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

失礼いたします。それでは、中沢啓治著「はだしのゲン」について、議員からのご質問4点について、私なりの見解を述べさせていただきます。

まず、ご質問の基礎資料として一社の週刊誌の内容を引用されておられますが、多くの週刊誌がある中で、それぞれの記事の内容は、当然のことながら出版社や編集者のものの考え方で、取り上げ方や主義・主張に大きな異なりがあると認識しています。

すなわち、このような問題が取りざたされますと、さまざまな議論としての賛否両論が交わされ取り上げられますが、私は、あの週刊誌を一切読んでいませんし、また「はだしのゲン」の出版にどんな経緯があるにしても、教育関係者として中立の立場にあることを大前提として答弁をさせていただきます。

それでは1点目、議員が自虐的で過激的と判断されておられる「はだしのゲン」の小中学校図書館からの撤去についてですが、この漫画図書は、確かに議員が強くご指摘されているように残虐的描写はありますが、現在の平和国家とは異なり、戦争や原爆が時代背景にある漫画図書であり、撤去の必要はないと考えます。第1巻の初版は昭和50

年の5月で、もうすぐ40年になります。なぜ今撤去なのか。昨日の洞口議員のご質問にもお答えさせていただきましたように、これまでの年月を考えたとき、極めて不自然であるというふうに思います。

次に、2点目の国歌斉唱等を否定する漫画の内容についてですが、学習指導要領では、小中学校とも特別活動の指導計画の作成と内容の取扱いの中の「入学式や卒業式などにおいて、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と明記され、市内全小中学校は、この内容にのっとって実施しています。

漫画の内容が反国旗掲揚、反国歌斉唱であっても、申し上げましたように、それは時代背景に起因したものであり、児童生徒が感化され、現在の学習指導要領の内容の取扱いとしての指導を困難にさせる、支障をきたすということではないと、私自身の長い実践からもはっきりと申し上げます。今後も指導要領の趣旨にのっとった指導がより充実するよう、努める所存です。

3点目、指導要領の「天皇陛下に敬愛と理解を深めるに反している」についてお答えします。小学校の学習指導要領の社会「第6学年」の3、内容の取扱いの中に、陛下という文言はありませんが、「天皇の地位については、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に理解しやすい具体的な事項を取り上げ、歴史に関する学習とも関連を図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすること」と記載されています。

また、中学校の学習指導要領の社会「公民的分野」の2、内容の「私たちと政治」の中に「日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることに理解を深め、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる」と記載されています。

したがって、市内全小中学校とも「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第5項等の規定により、採択された教科用図書を使用し、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する……」に徹した教育を推進していますので、繰り返しますが、時代背景から考え、漫画の内容にどのような意見があっても、児童生徒への指導には問題はないと考えます。

最後4点目、下村文部科学大臣の記者会見発言について、に述べさせていただきます。下村文部科学大臣の記者会見の内容につきましては、国を預かる大臣としてのご発言でありまして、それに対して地方の一教育長としての私が述べる立場ではないと考えます。ただ、一つ、「発達段階に応じた学校図書館の教育的配慮」につきましては、「当然、学校は配慮しています」ということを申し上げさせていただきます。どの学校も図書主任と図書司書を中心に、蔵書などの物的環境整備、指導体制の充実、利用体制の推進など、管理面と指導面の両方に精一杯努めていると認識しています。これは、毎年、飛騨地区の図書館審査が実施される中で、私が就任させていただいてからで申しますと、一昨年は神岡中学校が最優秀賞、古川小学校と河合小学校が奨励賞をそれぞれ受賞、昨年は神

岡小学校が優秀賞、宮川小学校が奨励賞を受賞と、その取り組みの成果としての代表的なものであります。

いずれにしても、図書館でより多くの本に親しみ、そこから物事を考えて、正しく判断する児童生徒の育成こそが教育の大きな使命だと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○２番（中嶋国則）

うまいこと答弁されるなと聞いておりました。しかし、どこかおかしいところはないですか。言葉上手に質問を切り抜けたというか、避けられたと感じております。

そこで、漫画の影響と、これは漫画だけではなく、メディアによって表現された暴力とか残虐な表現が青少年に与える影響について、平成１１年９月、今から２年前に内閣府がまとめた調査、研究報告があります。これは、小学校６年生と中学２年生３，２４２人を対象に、保護者から調査したものです。それによりますと、比較的よく見られているテレビ番組で、暴力描写を含んでいる番組を調査対象として調査した結果、テレビ暴力シーンへの接触量と暴力行為の経験の関連を見ると、テレビ暴力シーンへの接触量、見るが多くなればなるほど暴力行為を行う者の割合が高い結果が出ております。

また、少年犯罪事件と暴力的映像との関係については、保護者に尋ねたところ「大いに関係ある。やや関係ある」と答えた父親が７７％。

◎議長（内海良郎）

中嶋議員に申し述べます。この本題の「はだしのゲン」の撤去について、直接通告外の質問にあたらないうか。その辺はいかがですか。

○２番（中嶋国則）

私が申し上げたいのは、漫画と同じようにテレビとかを見て暴力シーンを見た場合には、犯罪につながる恐れがあるという、そういう内閣府の調査を例に、やはり漫画は影響があるのではないかということをお尋ねしたいと思うのですが。質問外とは、ちょっと心外でございすけれども。いかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

中嶋議員が、質問の趣旨と関連があつてと判断されて言われるなら許可します。

○２番（中嶋国則）

ありがとうございます。

そういうことで、今申し上げましたように、テレビとかそういう映画等の暴力的な、残虐的な映像を見た時間の割合によって犯罪が多くなるという、そういうことを父親が７７％、母親が８３％ということでございます。全くそういうことは関係ないんだという父親は５％、全く関係ないという母親は１％でありました。

ですから、この反戦教育図書だからといって、残虐シーンにも影響があるのではないかと思うわけでございます。教育長の考えを、もう一度お聞かせください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

今の再質問の前に、特に5巻から10巻までの内容について、事細かに議員が考えてみえる問題箇所についてお話をされましたけれども、では、なぜこれが、あえて有害図書という言葉を使いますが、有害図書として指定されていないかということです。

有害図書の定義というのは、お分かりだと思いますけれども、性とか暴力に関して露骨もしくは興味本位の取り上げ方をし、青少年の人格形成に有害である可能性があると、政府とかあるいは地方自治体が指定するものでございますけれども、もちろん一般的な図書だけではなくて、ゲームとかソフト等にも対象になっているわけでございますけれども、なぜ、「はだしのゲン」が有害図書に指定されていないかということです。それを私は考えたいというふうに思っております。

○2番（中嶋国則）

有害図書にはならないということは、教育長はうまいことおっしゃるなと思いますが。このアニメ、これも漫画ですけども、あるいは漫画を読んで、そういった漫画から影響を受けて事件を起こしたというのは、今年だけでもインターネットで見ましたら3件ございます。今年の5月16日、中国では二人の兄弟がそういった犯罪につながるようなシーンを見て、遊び仲間の友達に、幼児でございましてけれども、ひどいやけどを負わせる事件がございました。また、今年2月には神奈川県小田原市に住む13歳の女子中学生が、漫画に出てくるシーンをまねて校舎を水浸しにして、学校に大きな損害を与えた。また、今年3月にはロシアのエカテリンブルクで、15歳少女の飛び降り自殺が漫画のキャラクターに影響を受けたものとみられている。このように、「学ぶ」ということは「まねる」から来ております。まねることによって、こういう模倣事件が海外でも日本でも起きているわけです。こういったことについて、繰り返し言いますが、このゲンの漫画もつながる可能性があると思います、いかがですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、初版から40年たっております。では、これまでの中で「はだしのゲン」によって、それらの犯罪行為等につながった事実はあるか、ないかということです。私は認識しておりませんが、だからといって問題にしないというわけではございませんけれども、当然今、松江市に端を発して問題が浮上いたしましたので、今後考えていくことは大事かと思っておりますけれども、私はちょうど昭和50年代のほとんども、今の神岡町小学校の前身の神岡西小学校に勤めておりました。8年間おりました。そのときに、もう既に図書館には入っていたわけでございますけれども、私の教えた子供たちもずいぶんと入った間近でございましたので、「はだしのゲン」

を読みました。子供たちは内容、描写の残虐さではなくて、戦争の残虐さ、これを全ての子供が感想としてもったということでございます。一応、私自身の経験からお話をさせていただきましたが、いずれにしても、最も子供の近くにいて、そして内容も理解している校長はじめ教職員から出た問題ではないということです。議員、特に教育委員会事務局長をしてお勤めになっておられました。ということも考えまして、どうか、もっと教育の力を信じていただきたいということを強く思っています。

○2番（中嶋国則）

教育長はうまいこと答弁をされるなと思いますが、先ほど川上さんの例も出しましたように、最近では本当に子供の心がすさんできたということをおっしゃって見えまして。これは、やはりテレビとかマスコミ、そしてやはり残虐な漫画、犯罪的な漫画、そういったものの影響もたくさんあると私は思うところでございます。

最後に時間もございませんので、もう一度お尋ねします。飛騨市の子供たちの教育を立派に、子供たちを立派にするために、権限と責任と義務を持っておられます教育者として経験豊富な教育長さんに、もう一度お尋ねします。人間として、どうお考えになるか。教育長の良心に問いたいと思います。自信を持って、この漫画ゲンを自由に読ませられますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

今日まで置かれてきたということを大事にしなければいけない。ということは、これまでと大きく変わりませんよ、ということでございます。目隠しをするということは、かえって見ようとする意識につながります。今、「はだしのゲン」はかなり増刷されているということです。わが子に長い間親しんできた友達とのかかわりを、親目線で「あの子はだめな子だから、絶対に付き合うな」と言って、切り離すのと私は同じだと思います。ですから、今までどおり図書館の中で子供たちが読んで、そこから、もちろん先ほどおっしゃいましたように史実に反しているというようなこともありますけれども、そうではなくて、読んで自分たちで正しく判断する。これが教育の大事な使命だということを、昨日から繰り返しているところでございます。以上です。

◎議長（内海良郎）

時間が過ぎましたので、発言を許可しません。

〔2番 中嶋国則 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで、暫時休憩といたします。それでは、再開を午後2時10分といたします。

(休憩 午後１時５８分 再開 午後２時１０分)

◆再開

◎議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に３番、田中清安君。

〔３番 田中清安 登壇〕

○３番（田中清安）

議長の発言の許可をいただきましたので、３題について質問をさせていただきたいと思います。

まず一つでございますけれども、Ｕターン者の雇用対策について。家庭の事情でＵターンしてきても、Ｕターン者を受け入れる企業がない、という声をよく耳にいたします。では、職業紹介はどうなっているのかということでございますけれども、職業紹介は職業安定法という法律の中で一応規定されておりまして、主に公共職業安定所が行っているところでございます。

ただ、飛騨市の活性化を図るためには、若者定住というのは不可欠であります。市としてももう少し踏み込んだ対策を取ったらどうか、というように考えます。

それは、法１１条の中に職業紹介ができるというふうにあります。それは当然公共職業安定所の取り次ぎであります。そのほかに市内では、神岡商工会議所が紹介事業を実施しております。ただ、これらをやったとしても実態、現場として、どれだけ周知徹底されているのかというところが非常に疑問に思った次第であります。それが今回の質問になったということであります。

市は、Ｕターン者の雇用促進に取り組んでいるということで、事務局のほうから実際やられている取り組みについてお聞きしておりますけれども、実態としてそれが空振りしているのではないかと、というのが私の認識であります。それを踏まえて、市の今実施されている支援制度の実績はどうなっているのか。この３年間の実績についてお伺いしたい。

それから、飛騨地域の企業の雇用の状況。朝の通勤時間帯を見ますと、飛騨市から高山のほうに向かう車の渋滞があります。一方で、高山から古川へ来る車の渋滞もあります。ということは、人が行き来していると。当然、神岡のほうにも向かう車もあるわけでございますけれども。それを考えると、やはり市単独ではなくて、飛騨の３市１村、昔のように広域連合のような形をとって、一体の若者定住に対する対策を取ったらどうかというふうに思います。そのほうが、逆に言うと効果が期待できる。飛騨地域全体で若者が定住できるような対策を講じる。もう少し大きな目でものを見るべきではないかというのが、私の率直な感じであります。今の２点について、現在の状況についてと、飛騨市３市１村の連携について執行部のお考えを伺いたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

それでは、Ｕターン者の雇用対策について。最初に、市の支援制度の実績はどうなっているのか、この３年間の実績で伺いたい、とのご質問の件でございます。その前に、最近のＵターン者に対する政策を含む雇用対策への取組み状況について、少しご説明させていただきます。

飛騨市の大きな課題である少子高齢化対策として、「雇用の確保」が市の重要な施策の一つであり、そのためには、地元企業の活性化が大切であると考えております。

そうした中、最近の企業情勢ですが、岐阜県が発表した９月の「岐阜県経済の状況」では、県内の全体的な景況感として「景気は持ち直しており一部に緩やかな回復傾向がみられる」とし、製造業は「生産、売上は、輸送機械関連を中心に改善」、地場産業では「依然として厳しい状況が続いている」と発表しております。

飛騨市内においては、企業訪問などでの聞き取りによりますと、全国的にはアベノミクスと叫ばれておりますが、市内の中小企業では、円安による仕入れ材料の高騰や、燃料費の値上げなどにより、企業収益が圧迫されており、県発表同様に、依然として厳しいものがあると認識しております。

しかし、雇用の情勢は、ハローワーク高山管内の７月の有効求人倍率は１．０２倍と、６カ月ぶりに求人数が求職数を上回り、かつ、市内企業の求人数も増えていることから、昨年と比較し、若干ながらも好転の兆しが見え始めていると判断しております。

さて、議員ご質問のＵターン者の企業の受入れ状況でございますが、先ほど述べましたように、決して、求人数が少ないわけではなく、Ｕターン者の希望職種が、管理や開発などの事務系の希望が多いため、企業側が求める現場での作業系の職種に対してそぐわない。結果、採用に至らない結果になると、地元企業からは伺っております。これは、学卒における就業についても同じ、とのことでございます。いわゆる、議員ご指摘のミスマッチでございます。

この状況を改善するには、Ｕターン者を含めた求職者に対し、地場産業である「ものづくり」に対する理解を深めていただくと同時に、企業側も積極的なＰＲが必要となります。

現在、市内企業で組織する「飛騨 City 人財会議」が、地元高校と連携し、２年生を対象とした企業見学会を開催しております。昨年度は２回に分けて開催され、６企業に７８名が参加したと伺っております。こうした活動が将来、地元企業への就職につながるものと期待しております。

また、市としまして、高山市と合同で就職ガイダンスを開催しており、開催数も従来の年２回から、昨年度は年３回と開催数を増やし、マッチングの機会を今までよりも増やしております。これは、地元の企業の皆様にご協力をいただいていることは、言う

までもございません。

さらに、この4月からは、飛騨市メール配信サービスを活用した就職情報の提供をスタートいたしました。これは、企業側からの求人情報を、登録された求職者に対し、メールにより、直接情報提供するもので、従来までの閲覧型ではなく、情報を直接送信することにより、スピード感のある情報サービスを行っております。現在までに140人の登録者数に対し、35件の情報を提供しており、今後も登録者数の増加に向けて、情報内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

もちろん、従来同様の飛騨市ホームページでの状況提供など、市内、市外を問わず、就職情報の提供に心がけております。

こうした雇用確保に対する政策は、企業誘致を含め、様々な角度からのアプローチを必要としますが、こういった政策を地道に積み重ねることで、いわゆるミスマッチを解消し、少しでも地元雇用につなげたいと考えております。

そのような中で、市の支援制度の3年間の実績でございますが、現在、飛騨市におけるUターン者本人に支援する制度としましては、特定の市内事業所に就職され、引き続き同一事業所に常用労働者として、1年以上雇用される方を対象とした「就職奨励金」と、その方が民間賃貸住宅に居住する場合、その家賃の一部を支援する「ウェルカムU・Iターン奨励金」の2種類があります。

また、学卒、U・Iターンを問わず、1年以上常用労働者として雇用していただいた企業に対する支援としましては、「市民雇用奨励金制度」があります。

さて、直接、本人に交付する就職奨励金の、平成22年度から24年度における実績ですが、3年間の合計で延べ103人に対し、総額449万円。内訳としましては、学卒者70人に対し350万円、Uターン者22名に対し66万円、Iターン者11名に対し33万円となっております。

同じく、ウェルカムU・Iターン奨励金につきましては、3年間の合計で延べ39人に対し、総額550万8,000円。内訳としましては、Uターン者3名に対し40万6,000円、Iターン者36名に対し、510万2,000円を支給させていただきました。

なお、就職奨励金は、学卒者5万円、U・Iターン者3万円となり、ウェルカムU・Iターン奨励金につきましては、家賃の3分の1、上限一月あたり1万5,000円、交付期間は36カ月となります。ちなみに、この二つの制度は重複支給できませんので、本人による選択となります。

次に、飛騨地域の企業の雇用状況を考えた場合、若者定住対策については、飛騨地域3市1村で連携して対策を講じた方が、より効果が期待できると考えるがどうか、とのご質問でございますが、現在、就職ガイダンスにつきましては、高山市と合同で開催しており、飛騨市単独で開催するより、合同で開催した方が、参加企業および来場者皆様方への効果が高いと認識しております。

また、下呂市の状況は、就職ガイダンスを単独で年2回開催しており、参加企業数は毎回20社、参加者も約20名程度と伺っております。白川村につきましては、現在は、就職ガイダンスを開催していないことから、今後は検討したいとお話は伺っております。

さて、高山市にある関連企業に訪問しますと、「飛騨市への工場進出は難しい面もあるが、飛騨市の市民を積極的に採用している」との声も伺っております。このことは、飛騨地域という中での通勤圏内でもあり、雇用の確保のみならず、飛騨市における若者の定住人口の確保にも大きく貢献していると思われます。また、交通網の整備により、通勤圏が広がることも考えられます。

こうした中、各自治体における雇用政策は、多少異なっている部分もございますが、就職ガイダンスを高山市と合同で開催している実績もあることから、今後は、この事業以外にも広域で連携することにより、さらに効果が挙げられる政策があるか、積極的に検討したいと思います。よろしくお願いいたします。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

○3番（田中清安）

今の実績は分かりましたけれども、私がもう少し市として踏み込んだ対策をやったかどうかと言いましたのは、もっと周知の方法をしっかりと徹底しないと、今の現状では十分周知されていないということを、私は今思っているわけであります。

例えば、今、個人情報等いろいろありますけれども、今の市政、市がやっている対策は待ちの対策。攻めの対策をやっていないと、若者の定住というのはなかなか難しいだろうと思います。例えば、もう学校を卒業する子供がいるという情報が分かれば、もっと積極的に市として情報発信する。それから、そろそろ子供に帰ってきてほしいと思うような家庭の事情があるところであれば、そこにも積極的に情報を提供するというのを、もっとやるべきだろうというふうに思います。

それから、もう一つ。職業安定法11条、これは取次ぎではありますけれども、今のよう言い方ではなくて、もう少し公共職業安定所と連携して、今、神岡商工会議所がどれくらいの実績を持っているか。私は、まだデータを持っていませんけれども、それらも含めて、地理的条件の不便な所は、市町村が法定事務としてできるというふうに書かれてあります。できるということは、当然やるべきだろう。法定事務であります。ですから当然、その任を持って施策として取り組んでほしい。それにはやはり、広域連携でやったほうが人を割くこともできるし、金ももっと有効に使えるし。例えば、飛騨市の人が高山に就職しても、今、個人には出るかもしれないけれども、企業は恩恵を受けない。企業にも恩恵を受けてもいいのではないか。それは、そうであれば、飛騨地域全体の問題として捉えるというふうに考えるのであります。これについては、検討してほしいということで、質問はここまでにします。

それでは、次の2番目の指定管理者制度について。指定管理者制度は、地方自治法の

改正で平成15年の9月から運用が始まりました。

この制度は、公の施設の管理運営を広く民間にも開放して、公共サービスの質の向上、それから管理運営の効率化を大きな目的としているのであります。これは、なった背景は、いわゆる官の仕事を民間にも開放して、もう少し民間の活性化を図ろう。それから、公のものを活性化しようということであります。

では、公の施設とは何か、ということであります。地方自治法244条の中には、住民の福祉を増進する目的、これが公の施設であります。今、指定管理の制度の中に載っている、飛騨市だけではないのですが、どこの物も見ていると、この244条の趣旨に合っているかどうか。これは、市ともう一回考えるべきだろうというふうに思います。

それは、なぜかと言うと、バブル、ふるさと創生、そしてUR対策、いろいろ事業をやりました。経済対策でもいろんな対策を取ってきました。そのときに、この地方自治法の244条の趣旨に反する拡大解釈する施設が、公の機関もどんどん進出してやったと。民間だけに頼ってられないので、経済対策で公もその部分に進出して経済対策を実施しようということだったと思うのですが、やったことについて批判するわけではないのですけれども、状況的には地方自治法の244条の公の施設としては異常に、かなり拡大解釈されているなというところがあります。

市は、現在55、確か流葉のものが地域に払い下げられたので。あと、さくら保育園が指定管理で増えて、差し引き55ということだと思いますけれども、指定管理者に施設の管理運用を委ねているということであります。この指定管理というのは、民間の参入を促すというところがあったわけですが、それは、都市部の民間企業がたくさんいる所には当然できるでしょうけれども、こういう所、民間の力に頼ろうとしても、なかなか民間の力がない所については、ある程度お願いするという形になってくるわけですが、なかなか今難しいというのが私の、この指定管理者制度については、ものによっては若干疑問を持つというところがあります。

今、55の施設がありますけれども、施設の整備に至った経緯、それから目的等がいろいろあります。そうすると、指定管理者制度が果たしていいのかどうか、というのが見受けられるのであります。

昨年、第2回定例会に、奥飛騨山之村牧場の指定管理者の指定に関する議案が提案されたのを機会に、議会として産業常任委員会からあげていったわけですが、附帯決議を付けました。それは、指定管理を行っている全施設について、法の趣旨を踏まえ再点検を行いなさいと。それから、収益施設については経営の効率化、収益を伴わない文化、福祉施設等については、その設置目的を再確認し、各施設について廃止、機能転換等を含めて、英断を持って見直してくださいという附帯決議であります。

これについて、その後、全員協議会で勉強会を3回ほどやったわけですが、あえて今回、その附帯決議についてどのように取り組まれているのか、そこをお伺いしたい。それから、後

世に禍根を残さないためにも、思い切った見直しが必要と考えます。今であれば、まだ市に体力的な余力があります。施設の廃止等も含めて、総合的にしっかり検討していただきたい。施設というのは、後年の負担が増える。必要なものは、しっかり維持管理をしていかなければならないけれども、将来を見て「どうなのか」というものについては、思い切った見直しをするべきだろうと。それと、そこで出た余力について、次の子供たちのためにどうやって投資をするか、ということもしっかり考えていかなければならない。そのためにも、今の我々が行いました附帯決議について、明確な回答をいただきたいと思うのであります。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、２点目の指定管理者制度についてお答えをさせていただきたいと思います。

昨年 の第２回定例会で行われた附帯決議につきましては、決議の内容を真摯に受け止め、議員の皆様と認識を一つにすべく、研修会等の場を設けていただき、最終的には行政としての基本方針をお示ししたところでございますけれども、基本的にそれに沿った運営を行っていく考え方でございます。

議員もご指摘のとおり、まさに、市に体力がある今、大なたを振るって抜本的な改革に着手すべき時であると認識をしており、今後、平成２７年度までの約２年半弱の期間に改革を実行してまいります。その第１歩が、今議会に補正予算として上程させていただいた事業でございまして、この事業を足掛かりに、選択と集中に取り組んでいきたいと思っているところでございます。

基本的な考え方といたしましては、まず、指定管理施設の廃止ありきではなく、特に観光・商工施設については、いかにして、市が策定した観光ビジョン等の実現に向けて、地域の観光振興や商工振興が図られるかについて、外部の経営コンサルタントの力も借りながら、現在の指定管理者ともども、突き詰めて検討作業を行い、可能性のある事業については積極的な支援を行っていききたいと思います。一方で、様々な可能性を検討した結果、選択と集中から除外される施設も出てくると思いますが、それらの施設については、市民の皆様のご理解をいただきながら、廃止や用途変更など、必要な措置を行ってまいります。

今年度、先行して改革手法を検討し実践した結果によって、平成２６年度以降は、他の施設に適用できるものは適用させ、また、行政側でもどのような支援体制を取るのかを決定したいと考えております。

繰り返しになりますが、飛騨市が生き残っていくためには、他の自治体との地域間競争に勝ち残っていく必要がございます。社会保障など義務的経費は、高齢化人口の増加で財政出動を余儀なくされておりますが、それを補い、さらには若者の定住促進を促す

施策として、外貨を獲得できる観光および商工業の発展を後押しすることは、行政としても非常に重要なことだと認識をしておりますので、ご理解を賜りたいとお願いを申し上げます。

最後でございますが、先ほど申し上げましたとおり、本抜本的改革には成果が着実に出てくるまで、一定の期間が必要であると考えております。平成27年度までは継続して取り組んでいきたいと考えております。現時点では、緒に就く前の段階であるため、どのような具体的な改革手法をとり、どの程度の予算が必要になるかが、明確にお示しすることはできませんが、新年度予算を上程させていただく際には、ご説明ができるようにして向かいたいというふうに思っています。その際には、ご理解をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

○3番（田中清安）

この件について再質問はしませんが、ただお願いだけをしておきます。指定管理の趣旨として、受けたものは営利施設であれば、料金設定は指定管理を受けたところが自分で決めることができます。ということは、設けることは可能という制度になっているわけであります。

では、今の指定管理の市の実態を見ると、言い方は悪いですが、有償無償も含めて一体で指定管理を渡している。指定管理を受けた側は、その営業努力ができないという実態も見受けられる。これは当然、市の執行部のほうであれば、中を見ていただければ分かると思います。

ある指定管理を受けたところに、自分の努力ができないところがあるならば、別に市に言われたからといって、受けるのをあなたは拒否することができます。これについては受けないと言ったらどうですか、ということを行ったことがあります。本来であれば、そうだろうというふうに思います。もっと彼らが努力できるところについては、そこをしっかりとチェックしてやらないと、もうからないところを彼らに渡したって、それは都会のように名古屋だとか岐阜のような所であれば、民間企業もいろんな切磋琢磨しております。ですから、競争で中に入ってきますけれども、こういう状況の所で、この指定管理をまともに受けてやったとしても、そこは難しい。ですから、もうからない所であれば、それは目的をしっかりと一度見直して、先ほど言った機能転換、廃止も含めて検討すべきだ考えるのであります。今の状況としては、公の施設をもう一度再確認してほしい。地方自治法の244条の件でございます。

それでは、三つ目でございます。政策提言、これは議会基本条例2条の規定によって政策提言するということで、我々も積極的にいろんな施策を提言していこうということで、基本条例を定めたところでありますけれども、昨年、産業常任委員会で各企業を回らせていただきました。そうすると、各企業、各団体、意見交換をしてくると、思わぬ意見が出てくる。我々が今まで聞いていた、今まで認識していた認識とはかなりギャッ

プがあるというふうに思ったところであります。それは、先ほどのＵターン者の雇用も含めて、若者定住というところでもかかりますので、ここは省きますけれども、ある企業から工場の改築を検討していると。ただ、今、操業しながら現状の工場を直していこうという場合に、今の敷地では難しいという話を聞きました。それから、ある所では順次入れ替えていくと。それはラインとして若干余裕があるというところがありました。それについて、市としても協力してほしいという話があったわけですが、それらの話を聞いていると、実態として市の執行部のほうで企業訪問をしているということになりますけれども、その辺の情報はどう取っているのかというところが、まず疑問に思ったところであります。それは今から述べますが、では、市が工場用地として計画している土地。企業から見た場合、いずれも条件を満足するようなものはないというのが、今の実態であります。これは、市の担当課からお聞きしたところですが、工場立地法に基づく工場適地、これが２カ所。それから、その他市が誘致を希望する候補地として４カ所、合計６カ所あります。工場立地法に基づく工場適地はどうなるかという、そこは経済産業省の中の経済産業省が工場立地調査簿というものがあまして、そこに掲載します。そうすると、全国の企業がどこにどういう物件があるか、そこを見ることができます。我々も経済産業省のホームページを見れば、そのところが出てまいります。

この２カ所を見たときに、果たして企業にとって魅力的なものなのかどうか。そこを検討されたことはあるのかどうか。甚だ疑問に思ったところあります。逆に言うと、それを長々とこの工場立地調査簿の中に掲載していたということは、市の執行部の怠慢であると言わざるを得ない。

それから、市が誘致を希望する候補地として出している４カ所。これを見ると、原野が入っている。今は官地、いわゆる公の土地については、市町村で用途を変更できるようになりますけれども、そのような所に果たして企業を呼べるのか。整地をしなければならない。土地のいろんな調整をしなければならない。若者の働く場を作ろうと、企業誘致をしようと言いながら、このような状況を放置というのは甚だ疑問に思ったところあります。

それを受けて、本年２月に議会基本条例に基づいて、「工場立地が可能な良好な工業団地を確保するよう」政策提言を行いました。その政策提言にあたっては、まず、企業にメリットがあるような対策を取りなさい。この地域であれば、一番良いのは農村地域工業等導入促進法、この法律に基づく工場用地をやれば、いろんな税制措置が受けられる。先ほども言いました、公的の所に２候補であれば、ある程度優遇措置を受けられますけれども、市が希望があればあつせんと言った４カ所については、市の単独の税制措置しかできない。一番は固定資産税。だけでも、その固定資産税を減免すれば、市には雇用が増えるということでもいいかもしれませんが、減免だけになってしまつて何もメリットがない。例えば農村工業導入であれば、地方交付税で減免した部分については、

ある程度見返りがある。これらのところも含めて、非常にいろいろ議会で質問しても言っていることと、やっていることにギャップがあるというところが、私の率直な感想であります。合併をして大変混乱をしているということは分かりますけれども、やはり、目先のこと、前へ進んでいかないと、後へ戻れない。ということは、前を向いていくには何をやったらいいか。やはり、みんなが考えていかないと、うまくいかないということとであります。この政策提言について、どういう対応をされているかお伺いしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、政策提言の対応についてお答えをさせていただきます。今ほど、田中議員のほうから縷々お話があったことが重なるわけでございますけれども、現状と考え方を述べさせていただきたいと思います。

現在の飛騨市におきまして、工場適地として登録してある地区は、全部で9カ所ございます。うち3カ所が売却済み、残りの6カ所が誘致可能となります。

その内訳といたしましては、企業立地促進法における企業立地重点促進区域として、古川町宮城町にある、旧北陸電気工業古川工場跡地および、神岡町釜崎にございます旧神岡工業高校跡地の2カ所。そして、農村地域工業等導入促進法による、古川町上町の^{したおち}下落地区、同じく宮城町の向野地区、神岡町の吉田地区および釜崎地区の計4カ所がございます。

このうち、企業立地促進法による2カ所につきましては、おおむね工場敷地としての整地はされておりますが、農村地域工業等導入促進法による4カ所につきましては、いずれも地区指定のため、現況のほとんどは農地等のままとなっているところでございます。

さて、平成25年2月25日に、飛議第940号によって政策提言をいただきました「工場団地の確保による企業支援」でございますが、現在の作業状況といたしましては、担当部職員による候補地の現地調査を終え、候補地リスト作成のための選定作業を行っている最中でございます。ちなみに、現地調査では、工場適地として登録してある6カ所を含め、可能性のある全ての区域について調査をいたしました。

選定に際しては、面積はもとより、企業の業種、水利、排水、交通アクセス、周りの環境、拡張性、自然災害によるリスクなど、様々な角度から検討をいたしました。

また、候補地のほとんどが農地であるため、実際に工場敷地に転用しようとした場合、農地転用を含めた様々な手続きが必要となり、その手続きをいかにクリアできるかも、選定の大きな要因になるかと思えます。

今後は、所管部署の原案を基に、市全体としての土地利用計画などの視点からも検討

を行いまして、10年後の飛騨市の姿を描きながら、最終案としての選定を行う予定でございます。いずれにいたしましても、工場適地を選定した場合に、議員の皆様方にはご報告および、ご説明をさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

今ほど田中議員のご指摘の中で、飛騨市としての中企業の誘致のやり方があまいのではないかと、という話もございました。これも当然あるかと思えます。しかしながら、昨日も述べましたように、国道41号が雨量規制区間、国道360号も同じく同時に止まった。おまけに清見古川線、河合神岡線、全てが工事中。そして、高速道路が走っていない。そのアクセス道路がまだ完成をしていないという、この交通アクセスの環境が大きく、この企業誘致には影響するものと考えております。飛騨市の中の環境を整えることはしっかりやっていきたいと思いますが、併せてここの飛騨市への交通アクセス、こういったものにもしっかり力を入れていかなければ、なかなか良い企業が来ないということと、地元の企業の拡張にもつながらないということを考えておりますので、併せてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

〔市長 井上久則 着席〕

○3番（田中清安）

今の件で再質問ではございませんけれども、要望だけをしっかり受け止めてという主張をしておきます。

まず、政策提言では市が企業が決まった後ですけれども、土地を造成して売り渡さないというふうに政策提言で附帯を付けております。今までは、「ここに用地がありますよ。はい、どうぞ。あなたは土地を買いなさい、造成も自分でしなさい」というふうに言われました。やはり、企業が進出しようとする早く、今はなかなか聞き手が早く動かないと、一刻も早くやりたいというのが企業の本心だと思います。現在の土地は、非常に企業にとって魅力がない、というふうに私は見ています。ですから当然、インフラの良い所を探すということと、造成をして、そのかかった経費は当然企業が負担するわけですから、そこまでしっかりやっていただきたいと。もし、そういった案件があればと思います。そうすれば、土地を売る人にとっては税制優遇措置が受けられます。公でありますから、これは当然分かっていると思いますけれども。それから、企業にとってみれば1日も早く操業が可能になると。土地を一つ一つ全部企業が当たって交渉して、当然今までも市町村がそれなりに中に入ってやっていますけれども、そこは市がイニシアチブを取ってやらないと、企業にとっては利便性を良いということを考えないということです。それが、一步踏み込んだらどうかということでもあります。先の雇用対策のところも、もう少し一步踏み込んだらどうかというのは、やはり前を向いて、もう少しどこが問題あるのか、どこをやればうまくいくのか、ということをもっと考えて、今やっていることだけでいいではなくて、そこをやっていないといつまでたっても同じ。帰ってきて働く所がないよ、ということがいつまでも聞こえてくるということでありま

す。このことが耳に入ってくるということは、やはり、どこが問題あるのか分析していないのではないかなと言わざるを得ないと思います。

以上、苦言を呈しましたけれども、これも踏まえて我々もしっかり点検していきますので、執行部のほうもしっかりやっていただきたいと思います。以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔3番 田中清安 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時53分 再開 午後2時53分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に7番、福田武彦君。

〔7番 福田武彦 登壇〕

○7番（福田武彦）

最後になりましたが、淡々とやっていきたいと思います。私は、大きく2点について質問をさせていただきたいと思います。まず、1点目は市民主体による地域振興について、でございます。

合併時に法律に基づく地域審議会が設立されましたが、今年10年目で期限が切れるわけでありましたが、このことに鑑み河合町では「このままでは地域がだめになる」との危機感から、いち早く自治会をはじめとする地域住民が中心となり、明るく元気な地域を自分たちでつくろうとの思いで、平成24年4月に「河合町地域振興協議会」を発足させ、今年度は国の過疎集落等自立再生緊急対策事業交付金を受け、地域コーディネーターも加わり、現在5つの部会において、それぞれの分野の活動を進めておられます。

6月に行われた「飛騨かわい山菜市」では、予想を超える人出となりました。また、子供がいるご家庭ではなく、地域住民が集まって盛り上がる「ふるさと運動会」も総勢300人が参加する大運動会となりました。

河合町地域振興協議会の目的は明確です。「行政主体から地域住民が主体へのまちづくりへ、町民の意識改革」、「具体的な地域振興の提案」、「地域の再生を目指し実践する町民への支援」の3点であります。これからの地域は、行政に頼るだけではなく、自ら担っていかなければ未来はないとの思いであります。

私は、少子高齢化、過疎化という大きな課題に向き合いながら、地域としてどこに力を入れ、何を子供たちへ残していくかを考えるこれからの自主的、主体的な活動は、飛

驒市のまちづくりのお手本とすべき姿であると思っております。

一方、市長が委員長となりまさに行政主導で設置された「飛驒市まちづくり協議会」の活動はどのように進展しているのでしょうか。

平成24年度に市民参加型の組織として設立された同協議会は、食の開発、滞在型プランの提案、商品開発、イベント開発などの専門部会を設置し、それぞれの部会が提案するメニューを結び付け、新たな商品開発、コンテンツについて一元的に実施することを目指されましたが、動きが鈍いのでは、あるいは活動の成果が見えないなどの声も聞き及んでおります。

今年の3月に配布されました、飛驒市地域福祉計画の市民アンケート結果によれば、自治会、町内会など地域の行事への参加率は70%近くあり、飛驒市には地域で支え合う土壌が残されていると考えます。地域の方が自ら考えた事業を自ら実践することによって、地域に住んで良かった、あるいはこれからも住みたいとの意識が芽生えるのではないのでしょうか。

私が思いますには、地域にはまだまだたくさんの潜在的な能力、活力が存在していると考えております。それには、糸口を見出す努力が必要であり、糸口を育ててくれる人材の発掘と育成が急務であると考えます。これらを考えますと、早急な活動を実施していく組織づくりが肝要だと私は考えております。

そこで、これらを踏まえ、次の2点について伺います。1、飛驒市まちづくり協議会の運営状況と、具体の成果と新年度予算への反映はどのように考えているのか。2、他町に河合町地域振興協議会同様の組織を指導する考えはあるのか。この2点について伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、福田議員の1点目の質問にお答えさせていただきます。1点目、飛驒市まちづくり協議会について、でございます。

昨年度10月の設立総会によりまして活動が始まった協議会は、市民等の連携によって飛驒市の地域資源を活用した事業を協議し、もって飛驒市の活性化を図るものを目的としてございます。これらの目的を達成するため、一つ目は、地域資源を活用した新商品および新特産品の開発提案。二つ目に、滞在型観光および体験型事業の提案。三つ目に、新産業の創造に向けた提案。四つ目に、景観、環境および住みよさを考えたまちづくり提案、の提案事業を行っております。

それぞれの提案は、特産開発部会、交流促進部会、人材育成部会、定住促進部会、景観形成部会の5つの部会の中で協議されておりました、部会が自主性を持ち、本年1月より部会を開催して活動してあります。交流促進部会では、「飛驒古川のまち歩きと紅葉

の天生県立自然公園コース」として古川、河合方面の１泊２日ツアーと、「レールマウンテンバイクと厳選した飛騨市の新名所めぐりコース」として神岡、宮川方面の１泊２日ツアーを提案し、１０月中旬から下旬の紅葉時期に向けて実施予定でございます。景観形成部会は、飛騨市にも縁のある西村幸夫先生の町並み塾への参加を企画し、他地域での事例を勉強しているところでございます。今年度のモニターツアーの結果をまとめ、商品としてのツアーを提案し、予算化をする計画でございます。

なお、このまちづくり協議会、なかなか市民の方に分かりづらいという話がありました。私は今年も各地域へ出て、市政懇談会を開催しております。その中で特化して、このまちづくり協議会と、今年から発足しました農業支援センターの内容、そして今、飛騨警察署の協力を得て、振り込め詐欺の被害が飛騨市に多く出ております。その三つを私の市政懇談会に加えて、各地域へ出て説明をしているところでございますので、これからも周知をしてまいりたいと考えているところでございます。

２番目に、他町に河合地域振興協議会同様の組織化を指導する考えは、とういことでございます。河合地域振興協議会は、河合中学校が古川中学校へ統合の検討を契機として、河合小学校、中学校ＰＴＡ役員の保護者、河合保育園保護者、自治会、地域関係団体の代表者等が、「地域の問題である」として幅広い話し合いの場が持たれました。

この際のメンバーから、「このままでは河合地域がだめになってしまう」との危機感から、地域振興に向け議論を重ね、町民が自主的に元気で明るい地域づくりに参加できる環境を作るため、平成２４年１月に河合地域振興協議会が設立されましたところでございます。

協議会では、「ふるさと運動会部会」や「ふるさと芸能部会」など６つの部会を設置し、地域づくりに取り組まれています。この協議会のすばらしいところは、地域住民が主体となっていること、運営・財政的にも自立していることだと思っております。

他町の状況でございますが、宮川町については、「宮川地区地域審議会」が平成２６年３月３１日で法定期限が到来するため、現在、宮川地区全体の地域振興等を協議し実践する組織を検討中で、河合町地域振興協議会等を参考に地域審議会において、新たな組織の設立に向けて協議されております。早い時期に組織が立ち上がると思っております。

なお、特に私が感じておりますのは、これからの宮川町を担ってくれる青年団活動が、宮川町は本当にすばらしい活動をしておみえになると私は感じております。こういった団体が、こういった協議会に加わっていただいて、宮川町のまちづくりに積極的取り組んでいただくことを希望するものでございます。

また、古川町、神岡町については、河合町、宮川町に比べ、人口規模が大きく、地域審議会もなかったことから、組織の立ち上げについては難しいと思っておりますけれども、両町の区長、自治会長を交えながら検討したいと考えております。

議員ご指摘のとおり、このような協議会が他地域でも設立されることは、飛騨市の活性化にもつながるものと考えておりますが、行政が引っ張るような形では、主体性、自

立性が損なわれることとなるため、河合町で行われたように、地域で話し合いを重ねながら、自分たちの町は自分たちでつくるんだという考え方のもとで、そういった話し合いを積み重ねながら積み上げた形ができてくれば、望ましいと考えているところでございます

〔市長 井上久則 着席〕

○7番（福田武彦）

昨日からいろいろ出ていまして、市民主体型あるいは行政がもっとしっかりすべきでないかという、いろんな意見もあるわけですが、まちづくりについてはあくまでもやはり市民が中心になってやらないと、ということで私の所には「市長が委員長では、うまく引っ張っていただけるのか」というようなことも言われましたので、あえてこの質問をしたわけでありまして。今も市長の答弁でありましたように、いろんな所でそういう活動をしてみえるという報告がされているということで、私も町内の市長との語る会でも聞かせていただきましたのでよく分かったのですが、なかなかそれが一般の市民には分かっていないというところがありまして、「何をやっている」というようなこともありますので、できる限り、こういうことでやっているということをPRしていただきたいと思っております。

それと、やはり地域の中にはいろんな人材がおります。そういう方をうまく見出して、そういう方が中心になって今のようなまちづくりをやっていくような形を、ぜひともやってもらいたいし、また、観光面などでも同じですが、自分たちではなかなか、この地域だけに居てはいろんな全体の中で「この市をどうしていくか」ということが分かりづらい部分もあります。それでやはり、外にもそういう考えを求めることも、今後は考えていく必要があるのではないかと思います。これは私の考えで、そういうような形を要望しておきたいと思っております。次の質問に移ります。

2点目は、災害対策についてであります。飛騨市の重要な柱である、地域で住み続けられる飛騨市の災害対策について伺います。

今年5月に南海トラフ巨大地震対策の最終報告書が、政府の中央防災会議の作業部会から公表されました。同月、政府の地震調査委員会は、マグニチュード8～9規模の地震がトラフのどこかで起きる確率は30年以内に60～70%と発表しており、改めて災害対策が注目されています。

また、近年、ゲリラ豪雨や竜巻の被害も各地で報告されており、防災・減災対策は喫緊の課題です。飛騨市における災害対策について質問いたします。1、災害時要援護者の避難支援について。これまでの報道によりますと、災害発生時に自力で避難できない高齢者や障がい者など、いわゆる避難行動要支援者の名簿について、各都道府県庁所在地など主要自治体の大半で既に作成されているものの、支援を必要とする住民の掲載率が半分に届かない自治体が多数上ることが判明しました。また、大阪、千葉など8地区では、掲載地区が1割に満たない状態であることも明らかとなっています。

記事は、掲載率が低い原因として、名簿への掲載に「本人同意」を求める個人情報保護条例を意識し、名簿の作成に及び腰の自治体が多く、本来の目的である災害時の避難誘導などの有効性が危ぶまれる実態となっていると伝えています。

飛騨市では、地域防災計画の防災対策の基本的な考え方に掲げているとおり、災害時要援護者に対する支援の強化に取り組んでおり、平成22年10月には、飛騨市災害時要援護者避難支援プランが作成されています。

同プラン策定の趣旨は、「市域において災害が発生した場合又はその恐れがある場合、避難のために必要な情報を敏速かつ的確に把握し、災害時要援護者の生命、身体を守る為、防災担当部局のほか、地域組織及び福祉関係団体並びに医療機関等が協力して敏速かつ避難支援を図る為」とされており、避難時の手助けなどを素早く行うための地域での話し合い、共助による支援体制を強化および整備する必要があります。名簿作成および個別支援計画策定作業を開始しなければなりません。

今回の南海トラフ最終報告においても、発生により大量の避難者が見込まれる一方、行政の支援に限界があるため、高齢者を優先的に避難所に受け入れるとする新たな考えが盛り込まれるなど、要援護者支援の取り組みは極めて重要な課題と考えられます。そのためには、市民を巻き込んだ組織を立ち上げておかねばなりません。市民が一番心のよりどころとしているのが、地域のつながりではないでしょうか。いざというとき、すぐ手を貸してくれるのは地域の市民ではないでしょうか。それを考えますと、地域の結束力を高めておく必要があると私は考えます。そのためには、それぞれの地域でチームワークが取れるよう、日頃から信頼関係を高めておく必要があると私は考えます。

そこで、以下の点について質問をいたします。

1、高齢化が進行することにより、個別計画の策定、避難支援員の決定作業に今後、苦慮することが予想されるが、対策は検討しているのか。2、災害時要援護者避難支援プランにおいて災害発生時に編成するとされる（仮称）「要援護者対策班」は、どのように人選されるのか。災害発生時に備え、どのような活動を行っているのか。また、同プランの全体計画の整備、見直しなどは適時実施されているのか。

2、避難所の整備、拡充について。これから迎える大地震の災害発生時に避難する場所の確保について、市の意見をお聞きしたい。1、防災拠点、指定避難所としての観点から検討は行わないのか。2、避難所および福祉避難所の整備、拡充を図る観点から、飛騨市内の民間事業者などと幅広く防災協定締結を行う時期が到来していると思うが、そのような考えはあるのか。以上のことをお聞きします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、災害対策についてのご質問の大きな1点目であります、災害時要援護者の

避難支援についてのさらに1点目であります、避難支援員の決定作業に苦慮することが予想されるが対策は検討しているのか、についてお答えいたします。

現在、市では災害時に自力で避難することが難しい方の避難支援に必要な情報を「災害時要援護者登録台帳」に登録し、災害時の避難支援対策に活用するための整備を平成20年度から進めています。

その登録方法は、自らが台帳への登録を希望される方のみ、その情報を収集するという「手上げ方式」を取っていますが、実際には、民生委員・児童委員のご協力により、支援が必要と思われる方々に台帳登録についての啓発を行っているため、要援護者本人の自発的な意思による登録以上の効果を得ており、その登録者数は9月現在で964名となっております。

しかし、災害時に避難誘導等を行う避難支援者が、遠く離れて暮らす子供さんであったり、1人の民生委員が複数の要援護者の支援員に登録されているなどの例もありまして、実際の災害時に支援できない状況もあります。こういった状況の中、議員ご指摘のとおり個別計画の策定には苦慮することが多くありますが、まずは、要援護者を地域全体で支え合う体制作りが必要であると考えています。

今年度、古川町では社会福祉協議会主催による町内を10ブロックに分けて、区長、福祉委員、福祉協力員と民生委員の参加による、もちろん市の職員もですが、見守りネットワーク研修会を実施しました。研修内容については、見守りネットワークの目的の説明、地域の要援護者、地域での支援者等のマップ作りでございます。

神岡町では既に、民生委員が主体となって、地区に複数の福祉協力員を確保し、地域見守りネットワークを構築されています。毎年、社会福祉協議会主催によるブロック別研修会によってマップ等の更新作業をされていますが、今年度は、神岡町自治会連合会の自治会長、そして区長さんにもそれに参加していただいております。

河合町、宮川町では、地域の特色や規模のメリットを生かした活動が現実なされておりますが、このような同様の研修を来年1月以降に実施するよう予定しております。

そうした取り組みにより地域全体での互助・共助の意識を育みながら、民生委員さんを中心に再度、現実的な避難支援員の選任作業にも結び付けていきたいと考えています。なお、地区によりましては民生委員さんが主体的に地域で話し合わせ、この作業に着手していらっしゃる所もございます。

全市的にはこういった活動が今後も継続されて、安心して暮らせる地域づくりにつながるよう社会福祉協議会と連携をして、これからも働きかけていきたいと思っております。

続いて2点目の災害時要援護者避難支援プランに関するご質問でございますが、これについても、まずは、地域全体で要援護者を支える体制作りが何より必要と考えております。それに向けての対策としましては、日頃からの見守り活動の定着と、土砂災害予防訓練や市防災訓練に併せて、各地域で要援護者の避難支援を想定した訓練に取り組んでいただくようお願いをしているところであります。実際に訓練をしていただいております。

ます。

また、災害時要援護者台帳に登録をされている方の安否確認および情報伝達訓練を、市と民生委員とが連携をしまして実施しております。こういった、市と地域住民が連携した訓練を継続することにより、自主防災組織の強化につながっていくと考えます。

また、仮称ですが「要援護者対策班」の人選につきましては、災害時、災害地域の事務所に登庁可能な職員および応援可能な職員の中で、市の防災計画にある福祉部救助班があるのですが、そこに属する職員が中心となり、災害対策本部長の指示を仰ぎながら、地域の支援者と連携を図り、要援護者の避難支援にあたることが想定されます。

ただし、災害の状況により異なりますが、一般的に災害発生直後は、職員が要援護者宅に駆け付けることは困難なことが多いため、地域での支援に頼らざるを得ない状況も推察されるところです。高齢化が進んだ地域での対応については、より広範囲の地域で捉えた助け合い、支援体制が必要になるかもしれません。今後、避難所を含めた職員の具体的訓練等を検討していきたいと考えているところであります。

災害時の要援護者避難支援プランの見直しについてであります。今年6月に災害対策基本法が改正され、それに伴い8月に災害時要援護者避難支援プランの基となりますガイドラインが全面的に改定され、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が定められました。それを受けまして重要事項については、市の防災計画に定め、下位計画としまして細目的な部分をこの避難支援プランに定める必要があるもので、現在、内容について総務課等とも連携をしながら検討中でございます。

続きまして、大きな2点目であります避難所の整備、拡充についてお答えいたします。この避難所の整備、拡充につきましては、一般の避難所での生活が困難と考えられる要援護者に対して、その特性に応じた専用の避難所として「福祉避難所」の指定が必要です。

福祉避難所の指定については現在、市内各地域の保健センターがありますが、見直し中の市防災計画において、その位置づけをきちんと明確にしていきたいと思っております。

また、そのほか民間の社会福祉施設の一部を福祉避難所として使用できないか、社会福祉施設へ協力を求めているところでありますが、事前にその使用については協定等を締結しておくように協議を進めているところでございます。

一般避難所の整備、拡充につきましては、総務部長から述べていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、引き続きまして答弁させていただきます。

最初に、大地震時における防災拠点ならびに指定避難所の検討についてですが、防災拠点施設については、市有施設を中心に耐震補強工事を計画的に進めており、今後も未整備施設の工事の実施に向け、災害有事に備えたいと考えております。

指定避難所の検討につきましては、新たに公共施設等を整備した地区などを対象に、地域環境の変化に合わせて地元区などと協議の上、随時変更していきたいと考えております。具体例を挙げさせていただきますと、今年の春でございますけれども、神岡町川西地区に新たな「神岡町ふれあいセンター」を新築したことから、今後地元区や関係防災機関と避難所変更にかかる協議の場を持ち、飛騨市地域防災計画に反映していきたいと考えております。

次に、市内の県立高校とは「非常災害時における教育施設等解放に関する覚書」を各々の高校と交わし、当該地域における避難所の拡充を図っております。

また、民間施設につきましても、JAひだの格別なご理解のもと、JAひだ古川会館と広域農業管理センターについて、各地区における重要な第2次避難所として指定をさせていただいたところでございます。

いずれにしても、指定避難所につきましては、地元区の要望を伺い、避難所として適切な施設への変更や民間事業者が所有される施設の借用を含め、都度見直しを行うことで、市民が安心して日々の暮らしを送ることができるまちづくりに努めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○7番（福田武彦）

今の個別計画の中で先ほど、古川、神岡については民生委員、福祉員、区長という連携ができていう形で、そのことはそれでいいと思いますが、河合、宮川については先ほど私が言いましたように、地域の結束力が高いとは思いますが、しかし逆にか、こういうときには、今度26年度でしたか、そういう話し合いをするということですが、具体的には。聞くとおきましますと、民生委員はみえるが福祉員の方は河合、宮川にはないというようなことを聞いておりますが、そうですと民生委員だけでは対応ができないと思いますが、その辺についてはどうかということ。

それと、総務部長に伺いたいのは、指定避難所ですが。

◎議長（内海良郎）

福田議員、一問一答でお願いします。

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

ただ今のご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、各地区におきましては体制が多少違っております。協力員につきましても今おっしゃったように、みえない所があるということで、実は同じような形が全て良いかというと、やはり地区の御事情もある中で今、1月にというのは26

年早々にということなのですが、今、古川と神岡でやらせてもらっておりますブロック研修会というような形のものをご提案させて、地区に合った形で例えば民生委員さん、確かに数が少ないですが、その方がどんなふうならその地域を支えられることができるのか、やはり協力員が1名いるとか、必要だということをご納得いただければ、そういう体制に向かえるような、そこにボランティアの気持ちの強い方とか手を挙げていただける方があれば、そういう方たちでその体制を作るということで、今想定としているのは同じような研修会をさせてもらいながら、かつその地域の事情を十分教えてもらった上で、現実的な体制が作れたらいいなということで、社協と連携を図りながら向かっております。ちょっと課題がまた違ったものが見えてくるかもしれませんが、その都度相談をしてきたいと思っております。

○7番（福田武彦）

よく分かりました。総務部長に伺いたいのですが、先ほど指定避難所として、民間の中でJA古川とか農業管理センターとかという所も指定したと。指定といいますか、協定といいますか、お願いをしたということでありましたが、民間の会社とかそういう所については、前にそういう所とも提携してあるということもちらっと聞いたような気がしたと思いますが、思い違いかもしれませんが、そういう所もあるのでしょうか。伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。今、私たちの地域防災計画に登載されている関係では、今述べましたJA関係だけでございますので、よろしくお願いいたします。

○7番（福田武彦）

今、民間のそういう会社といいますか事業所ということを言いましたのは、例えて言いますと私の地域におきますと、やはり地域の公民館もあるわけですが、どちらかといいますと名前を言うとおかしいのですが、アルプス薬品などはむしろそこへ避難したほうがいいのかというような、そういう声も聞きます。高い、3階、4階になっていますので、そういうようなこともあるのですが、そういうようなことをお願いするということは無理なのでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

今、議員ご指摘のとおり、災害には種類があると思います。例えば、地震とか水害等ありまして、やはり地震に対しましては、どうしても耐震性ということもございまして、そのような意見もありましたので、今後そのようなことも踏まえて、災害によっていろいろな場所も必要ということで検討してまいりますので、よろしくお願いいたし

ます。

○7番（福田武彦）

ありがとうございました。これで、私の一般質問は終わります。

〔7番 福田武彦 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で、質疑ならびに一般質問を終結いたします。

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後3時31分 再開 午後3時32分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

会議を再開いたします。ただ今議題となっております議案第100号、延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてから、議案第106号、字区域の変更について、河合町有家Ⅱ地区までの7案件につきましては、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり各委員会に付託いたします。

次に、議題となっております議案第107号、平成25年度飛騨市一般会計補正予算、補正第2号から、議案第114号、平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算、補正第1号までの8案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第107号から議案第114号についてまでの8案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、議題となっております認定第1号、平成24年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第15号、平成24年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの15案件につきましては、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託表のとおり、決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、認定第１号から認定第１５号についてまでの１５案件につきましては、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。９月１９日から９月３０日までの１２日間は、常任委員会、予算、決算特別委員会の審査等のため、本会議を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、これから１２日間は本会議を休会することに決定いたしました。

◆散会

◎議長（内海良郎）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。次回の会議は１０月１日、午後３時からを予定いたします。本日はこれにて散会いたします。

（ 散会 午後３時３６分 ）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

内海 良郎

飛騨市議会議員（５番）

野村 勝憲

飛騨市議会議員（６番）

後藤 和正